

史跡福山城跡整備基本計画

2020年（令和2年）10月28日

福山市教育委員会

序 文

本市では、2022年（令和4年）に福山城築城400年を迎えるに当たり、福山市発展の基礎を築き、市民の誇りとして親しまれている福山城の歴史的価値を明らかにし、その保存・管理に努め後世に確実に継承するとともに、より多くの人に福山城の価値や魅力について理解を深めていただけるよう、2018年（平成30年）3月「史跡福山城跡保存活用計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、史跡福山城跡の整備を進めるため、この度「史跡福山城跡整備基本計画」を策定いたしました。

本計画の推進により福山城の価値や魅力を一層高め、市民の皆様とともに史跡を守り活用していく中で、この貴重な文化財を次世代へ継承してまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2020年（令和2年）10月28日

福山市教育委員会
教育長 三好 雅章

例 言

- 1 本書は、広島県福山市丸之内一丁目に所在する「史跡福山城跡」の整備基本計画である。
- 2 整備基本計画策定事業は、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課が、福山市教育委員会の文化財事務を補助執行し、2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)にかけて実施した。なお、2018年度(平成30年度)は市単費で、2019年度(令和元年度)は文化庁の「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業補助金」を活用し、2020年度(令和2年度)は市単費で、福山市が事業主体となり実施した。
- 3 事業の実施にあたっては、「史跡福山城跡保存整備検討委員」を設置し、指導・助言を受けた。
- 4 整備基本計画の策定に際しては、文化庁文化資源活用課及び広島県教育委員会事務局管理部文化財課の指導・助言を受けた。
- 5 整備基本計画で使用した城郭の各部分の名称は、基本的には福山市文化財協会発行『新版 福山城』(2008年版)の名称を使用した。
- 6 本文の年号表記については、基本的には「福山市公用文に関する規程(昭和41年5月1日、訓令第4号)」に従い西暦(和暦)と表記する。なお、明治5年12月2日以前については和暦(西暦)と表記する。
- 7 本書の編集は、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課が行った。
- 8 本書で使用した各種データ等については、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課にて保管している。

目 次

1	計画策定の経緯と目的	1
1-1	計画策定の経緯	1
1-2	計画の目的	2
1-3	委員の設置	2
1-4	関連計画との関係	5
2	計画地の現状	13
2-1	地理環境	13
2-1-1	地形	13
2-1-2	地質	14
2-1-3	気候	15
2-1-4	植物	16
2-2	歴史環境	18
2-2-1	福山市内の指定・選定・登録等文化財	22
2-3	社会環境	25
3	史跡の概要及び現状と課題	29
3-1	指定の状況	29
3-2	史跡の概要	34
3-2-1	福山城跡の概要	34
3-2-2	史跡の本質的価値	51
3-2-3	史跡の本質的価値を補完・拡充する価値	52
3-3	各地区の現状	53
3-3-1	本丸	53
3-3-2	二之丸東側	54
3-3-3	二之丸北側	55
3-3-4	二之丸西側	56
3-3-5	二之丸南側	57
3-4	整備に向けた課題	58
3-4-1	史跡としての課題	58
3-4-2	公開活用及び公園としての課題	59
3-4-3	組織体制・維持管理上の課題	60

4	基本方針	61
4-1	整備の基本方針	61
4-1-1	保存整備の基本方針	61
4-1-2	管理運営の基本方針	61
4-1-3	活用の基本方針	62
4-2	計画の推進体制	62
4-3	整備活用に係る財源確保	63
5	整備基本計画	65
5-1	事業計画	65
5-2	史跡指定地の地区区分	65
5-2-1	地区別整備方針	66
5-3	整備事業期間	67
5-4	遺構保存に関する考え方	68
5-5	主な整備事業	69
5-5-1	石垣の修復・復元に関すること	69
5-5-2	建造物の復元・修復・改修に関すること	74
5-5-3	通路・広場に関すること	77
5-5-4	史跡全体に関すること	81
5-6	公開・活用及びそのための施設に関すること	88
5-6-1	福山城博物館の位置づけと機能	88
5-6-2	伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓の公開・活用	89
5-6-3	月見櫓・鏡櫓・御湯殿の公開・活用	89
5-6-4	その他の施設の公開・活用	90
5-7	管理・運営に関すること	90
5-7-1	管理運営に関する組織体制	90
5-7-2	管理運営の対象と内容	90
6	史跡指定地外の取扱い	93
6-1	取扱い対象範囲及びゾーニング	93
6-1-1	取扱い対象範囲	93
6-1-2	ゾーニング	93
6-1-3	各エリアの取扱い方針	95
6-2	周辺地域の環境保全に関すること	97
6-2-1	三之丸及び城下町における埋蔵文化財の保護	97
6-3	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関すること	98

6-3-1 福山市内の歴史遺産との連携	98
6-4 整備事業に必要となる調査等に関すること	98
6-4-1 福山城の縄張・普請に関する歴史学・考古学・建築史学の各調査の実施	98
6-4-2 福山城跡の利用者に関する各種調査	98
7 整備計画事業スケジュール	99
8 天守外観の復元的整備図	101

付図（福山城今と昔）

凡 例

本計画における用語について、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（2020年（令和2年）4月17日）に基づき次のとおり定める。

・「復元」

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建造物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

・「復元的整備」

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建造物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠、構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

・「再現」

「復元」、「復元的整備」その他の再現の総称

・「復興」

上記「復元的整備」のうち、昭和40年代に行われた歴史的建造物の再現を「復興」と称する。

1. 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

福山城跡は広島県の東南部、瀬戸内海の中央部にあたる福山湾に面した芦田川河口北側に位置している。城地は、芦田川の堆積作用によって形成された三角州に突出する丘陵の常興寺山と、その山麓にわたって築かれた平山城である。

元和5年(1619年)、安芸・備後の大名であった福島正則が広島城の無断修復を理由に改易されると、徳川幕府の譜代大名であった大和郡山の水野勝成が、幕府より備後10万石を拝領して入封し、西国の鎮衛の任を受けて福山城を築城した。以降、福山城は水野家5代、松平家1代、阿部家10代の歴代藩主を通じて、幕末まで福山藩の政治の中心となった。

明治維新後の明治4年(1871年)、新政府による廃藩置県の措置により福山藩は廃藩となった。1873年(明治6年)、福山城は廃城となり、本丸を除く城地と建物は民間に払い下げられた。1874年(明治7年)、太政官布告により本丸が「人民快樂の地」としての条件のもとに使用が許可され、地元有志によって民間運営による城跡公園となった。

その後、1891年(明治24年)、内堀は民間に売却され、昭和初期までに福山駅の拡張のために埋められた。1895年(明治28年)、城跡公園が民間運営から当時の福山町へ移管され、1916年(大正5年)、市制施行後は市の管理のもとに運営された。

昭和になると福山城の文化的価値が再評価され、1931年(昭和6年)、福山城天守が国宝に指定され、続いて1933年(昭和8年)、伏見櫓・筋鉄御門・御湯殿の3棟が国宝指定された。二之丸の南側は1915年(大正4年)に植樹した桜が咲き乱れるようになり、桜の名所として市民に親しまれる場所となった。しかし、太平洋戦争末期の1945年(昭和20年)8月8日、福山空襲によって天守・御湯殿などの貴重な建造物が焼失した。

1964年(昭和39年)に城地が国史跡として指定され、指定地となった二之丸以内の地を福山市が管理保存することとなった。以来、福山市は明治以降に建築された民家や孔雀園・鹿園・小動物舎などの移転・撤去と跡地の整備の取組を始めに、歴史的建造物の修復や再建、石垣等の保存修理などの措置を長年にわたり行ってきた。特に、1966年(昭和41年)の市制施行50周年を記念して行われた天守・月見櫓・御湯殿の再建から1979年(昭和54年)の鐘櫓の修復整備に至るまでの間は、主要建物とその周辺施設が次々と整備され、明治維新後の建物取り壊しや1945年(昭和20年)の戦災で失われた城の姿が徐々に蘇った。

その後、今日まで50年余りが経過し、都市環境の変化、文化財に対する市民からの要望・要請の変化、新たな課題の発生等により、2018年(平成30年)3月、史跡を次世代へと継承するための保存・管理と整備・活用の基本的考えを示した「史跡福山城跡保存活用計画」を策定した。今回、この計画に基づき史跡福山城跡の整備・活用を進めるため、基本的な整備方針を示す「史跡福山城跡整備基本計画」を策定することとなった。

注：「史跡福山城跡」は、国の史跡指定範囲。「福山城跡」は、明治の廃城以降の福山城の範囲。「福山城」は、江戸時代から続く城の呼び名。

1. 計画策定の経緯と目的

1-2 計画の目的

本計画は、史跡福山城跡とそれを取り巻く諸条件について詳細な分析を行い、その成果に基づき整備活用事業の内容及びその実現の方法、課題等について示すことを目的とする。

本計画では、『史跡福山城跡保存活用計画』において展望した事業の方向性・目標を踏まえ、実現性の高い内容及び方法を具体的に示すものとする。

その内容は次のとおりである。

- ① 現状把握（史跡福山城跡の概要及び現状、課題等の整理）
- ② 基本方針の策定
- ③ 基本方針の具体化（整備計画の策定）
- ④ 事業計画の策定（整備事業のスケジュール）

そして計画策定後も、ここに示した事項の実現状況を把握するための「経過観察」を行うとともに、変化する社会の状況・ニーズを把握し、史跡としての本質的価値の保存とその時々々の社会の要請への対応について検討を行う。それら検討の結果に基づき適宜計画の追加・更新を行うものとする。

1-3 委員の設置

福山城跡は、史跡であるとともに、史跡指定地及びその周辺が都市公園法(昭和31年法律第79号)による総合公園(11.55ha)となっており、史跡の整備基本計画策定に当たっては、関係部局との協議に基づいて行った。

また、適正な計画立案のため、歴史学や考古学、建築学、土木工学、観光の分野の学識経験者及び関係機関の代表者からなる「史跡福山城跡保存整備検討委員」(4P要項参照、以下、「委員」という。)を設置し、その意見を聴きながら策定した。

今回の整備基本計画の策定手順、及び委員の協議過程については図1に示す。委員の構成は表1のとおりである。

表1 史跡福山城跡保存整備検討委員名簿

名前	役職等
鎌田輝男	福山市文化財保護審議会副会長 福山大学名誉教授(耐震工学) 福山市
小林実	福山市文化財保護審議会委員 福山文化連盟顧問 福山市
佐藤昭嗣	福山市文化財保護審議会会長 元岡山商科大学経営学部教授(史跡) 福山市
西形達明	文化財石垣保存技術協議会評議委員 関西大学名誉教授(地盤工学) 大阪市
三浦正幸	文化財石垣保存技術協議会評議委員 広島大学名誉教授(建築・史跡) 名古屋市
村橋克則	せとうちDMO事業部本部長 広島市(2018年度まで)

(50音順)

1. 計画策定の経緯と目的

・オブザーバー

文化庁文化資源活用課文化財調査官 中井 将胤
 広島県教育委員会文化財課埋蔵文化財係 中山 愉希江

・市関係機関

土木部長 市川 清登 (2020年度から都市部長)
 都市部長 神田 量三 (2020年度から土木部長)
 建築部長 渡邊 桂司

・事務局 (文化振興課)

文化観光振興部長 村上 寿広 (2018年度)
 文化振興課長 小林 仁志 (2019年度)
 同課 築城400年事業推進担当課長 岩本 信一郎 (2020年度)
 同課 文化財担当課長 原 明信 (2018年度)
 同課 文化財担当次長 藤原 研二
 同課 調整員 渡邊 真悟
 同課 学芸員 畑 信次 (2019年度)
 同課 主事 内田 実 (2020年度)
 榊 拓敏
 山岡 涉
 唐津 彰治
 福島 政文

史跡福山城跡保存整備検討委員会議の開催経過

回次	開催日時	審議内容	会場
第1回	2019年3月28日	第1章 計画策定の経緯と目的～ 第3章 史跡の概要及び現状と課題	福山市役所本庁舎9階90会議室
第2回	2019年8月22日	第4章 基本計画～第5章 整備基本計画	福山市役所本庁舎12階121会議室
第3回	2019年11月29日	第6章 主な整備事業計画	福山市役所本庁舎議会議棟第5委員会室
第4回	2020年10月16日	全章	福山市役所本庁舎12階121会議室

【委員会議開催状況】



第1回会議 (2019年3月28日)



第2回会議 (2019年8月22日)



第3回会議 (2019年11月29日)



第4回会議 (2020年10月16日)

史跡福山城跡保存整備検討委員設置要綱

2018年（平成30年）8月7日

（設置）

第1条 史跡福山城跡の保存・整備・活用に関して意見を求めるため、史跡福山城跡保存整備検討委員（以下「委員」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員は、次に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。

- （1）史跡福山城跡の保存整備に関する事項
- （2）史跡福山城跡の活用に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員は、6人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）前号の掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成する上で教育委員会が特に必要と認める者。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を選任することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員の情報共有及び意見交換の場として、会議を設けるものとする。

- 2 会議は、教育委員会が招集する。
- 3 教育委員会は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（座長）

第6条 会議には座長を置くものとし、委員のうちから教育委員会が指名する。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ教育委員会が指名する委員がその職務を代理する。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、出席報酬とし、その額については、予算の範囲内で別に定める。

（事務局）

第8条 会議の庶務を処理するため、事務局を経済環境局文化観光振興部文化振興課内に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）8月7日から施行する。

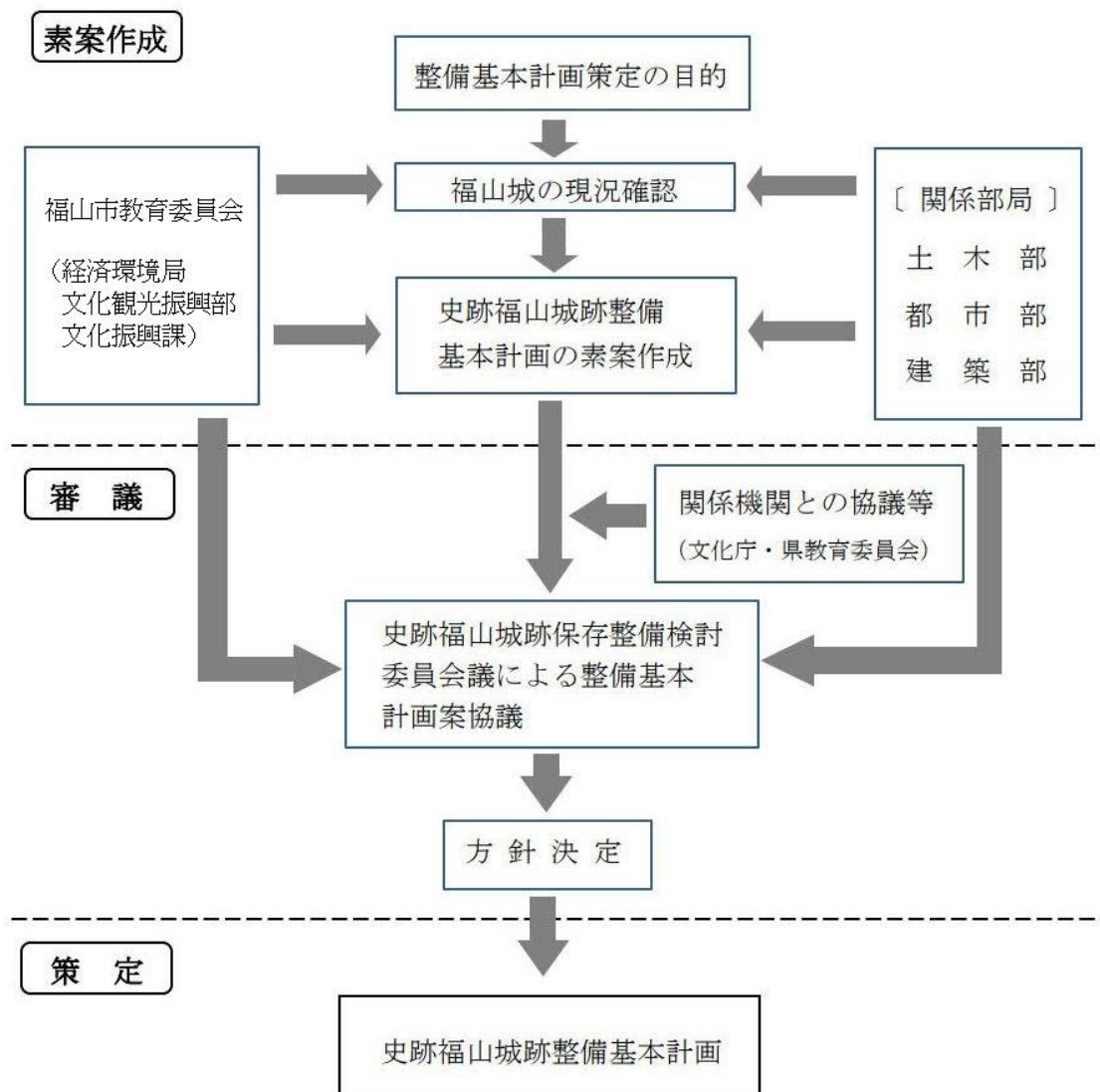


図1 協議過程のフローチャート

1-4 関連計画との関係

本計画に関する上位・関連計画は次のとおりである。福山市の最上位計画である第五次福山市総合計画（基本構想，第1期基本計画），及び教育部門の最上位計画である第二次福山市教育振興基本計画に即するとともに，関連計画との調整，整合，連携を図りながら策定する。

上位計画・関連計画について，文化財関係を中心に概要を説明する。うち，土地利用や建造物の形態・意匠などの面で，史跡に直接的に関係する福山市都市マスタープランと福山市景観計画については，その要点を述べる。

1. 計画策定の経緯と目的

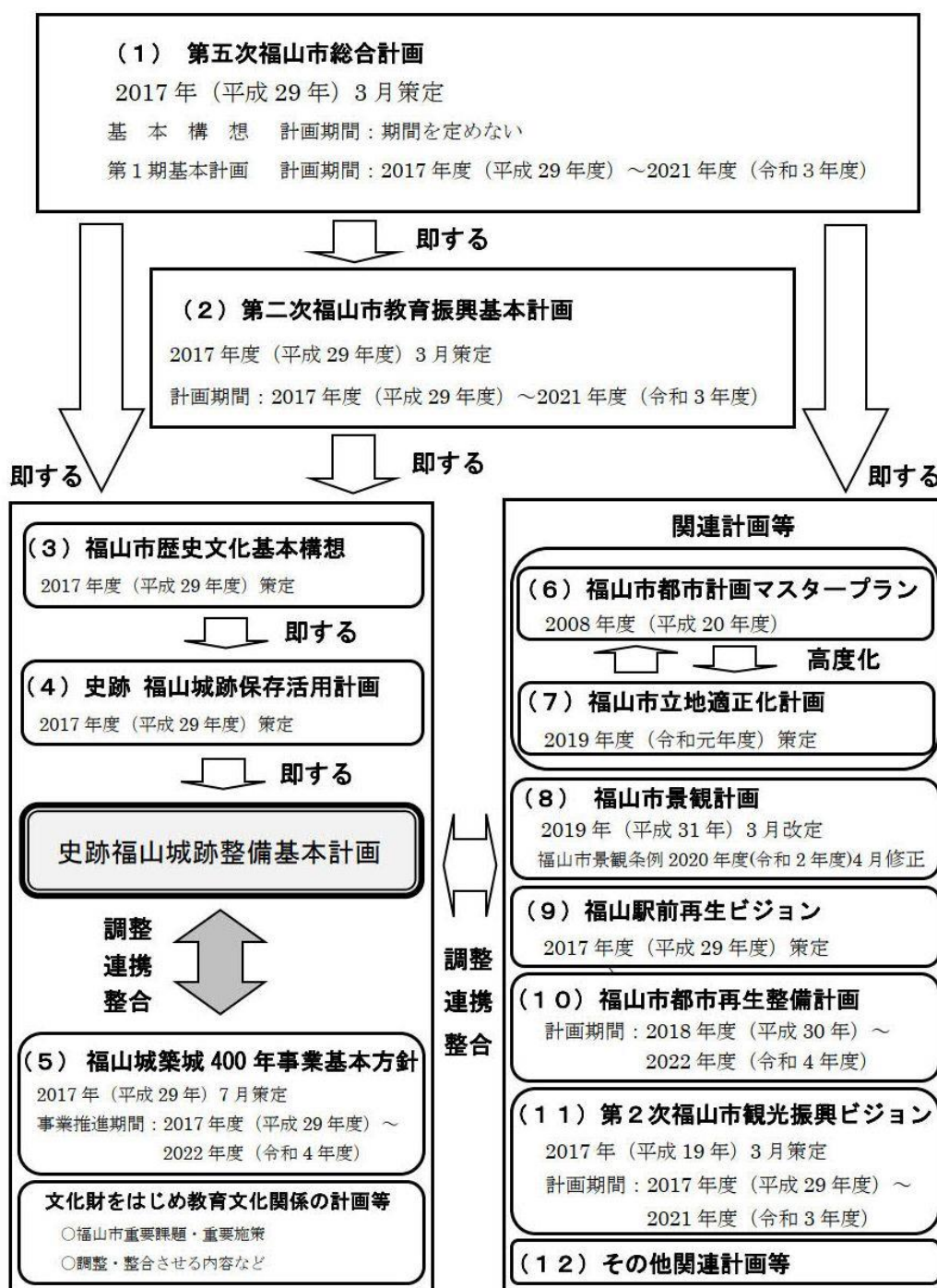


図2 関連計画との関係フローチャート図

（1）第五次福山市総合計画

第五次福山市総合計画は、2017年(平成29年)3月に策定された。大きくは基本構想と基本計画、実施計画で構成している。

この中で文化財関係の具体的な取組については、第1期基本計画の施策体系図「歴史・文化が薫り、スポーツに親しめるまち」において明記している。

施策体系図：「歴史・文化が薫り、スポーツに親しめるまち」
歴史と文化が大切にされるまちづくり
＜重点プロジェクト＞
○福山文化の継承と発展（福山城築城400年に向けた取組等）

（2）第二次福山市教育振興基本計画

第二次福山市教育振興基本計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための基本的な計画であり、2017年(平成29年)3月に策定した。

文化財に関しては、基本目標の「福山の歴史を身近に感じられる文化財の保存と継承」の中の、基本施策1「文化財の調査と資料収集」、基本施策2「文化財の保護と活用」において、第五次福山市総合計画に即して4つの主な取組を明記している。

基本目標：文化「福山の歴史を身近に感じられる文化財の保存と継承」

基本施策：1「文化財の調査と資料収集」

2「文化財の保護と活用」

主な取組

基本施策1－①文化財の調査・研究－（埋蔵文化財の調査、文化財の指定登録）

②文化財資料の調査と収集－（継続的・計画的に調査・収集・整理し、広く市民が活用できるよう情報提供に取り組む）

基本施策2－①文化財の保存・管理・活用－（文化財の保存・管理・整備・活用）

②文化財保護意識の醸成－（文化財施設等を通じて情報提供や学習の機会を充実し、文化財保護意識の高揚に努める）

（3）福山市歴史文化基本構想

福山市歴史文化基本構想は、文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、その周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想で、本市の文化財行政の基本的な方向性を示す最上位計画（マスタープラン）である。2017年度(平成29年度)策定した。

構成は、文化財の総合的把握と歴史文化の特徴の分析、関連文化財群・歴史文化保存活用区域の設定、文化財の保存・活用を推進するための体制整備と取組の展開などからなる。

長い歴史の中で培われてきた豊かな歴史文化を、社会全体で保存・活用を図り、継続的に魅力あるまちづくり・人づくりを推進することを目的とする。

（4）史跡福山城跡保存活用計画

史跡福山城跡保存活用計画は、史跡福山城跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していく

1. 計画策定の経緯と目的

ための方向性，方法，現状変更等の取扱基準などを定めたもの。本計画策定においての基本となるものである。2017年度（平成29年度）に策定した。

(5) 福山城築城400年事業基本方針

福山城築城400年事業基本方針は，福山城築城400年を契機として，先人の歩みや大切にしてきた思いを，あらためて振り返り，市民の心を一つにする機会とする。さらに，福山城を始め，市全体の歴史・文化資源等の価値を再認識し，磨き上げ，その魅力を市内外に発信することで，「城があるまち福山」を市民全体の誇りとするを目的としている。2017年（平成29年）3月策定した。

事業構成	事業内容
福山城顕彰事業	福山城の歴史・文化資源の顕彰を行うとともに，福山城及び周辺の整備を行う。
歴史・文化事業	福山城をはじめ福山の歴史・文化の価値や魅力を高め，次代につなげる事業を行うとともに，藩主ゆかりの自治体等と連携した事業を行う。
交流事業	地域資源を生かし，新たな産業・観光につなげる事業を行う。
市民企画事業	市民や団体自らが企画・実施する事業を行う。

(6) 福山市都市マスタープラン

福山市都市マスタープランは，2008年(平成20年)8月に策定している。目標年次は，中期目標年次：2015年(平成27年)・長期目標年次：2025年(令和7年)となっており，大きくは全体構想，地域別構想，今後の都市づくりの推進で構成されている。

全体構想では，基本理念として「拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり」，「安心・安全で快適に暮らせる都市づくり」を掲げ，都市づくりの基本目標や将来の都市構造などを明らかにしている。

このうち史跡福山城跡は，都市マスタープランの中央地域に位置しており，都市景観形成の方針として，福山城公園周辺は，福山城跡とともに，落ち着きと文化の薫る景観づくりを図ることとしている。(図3)

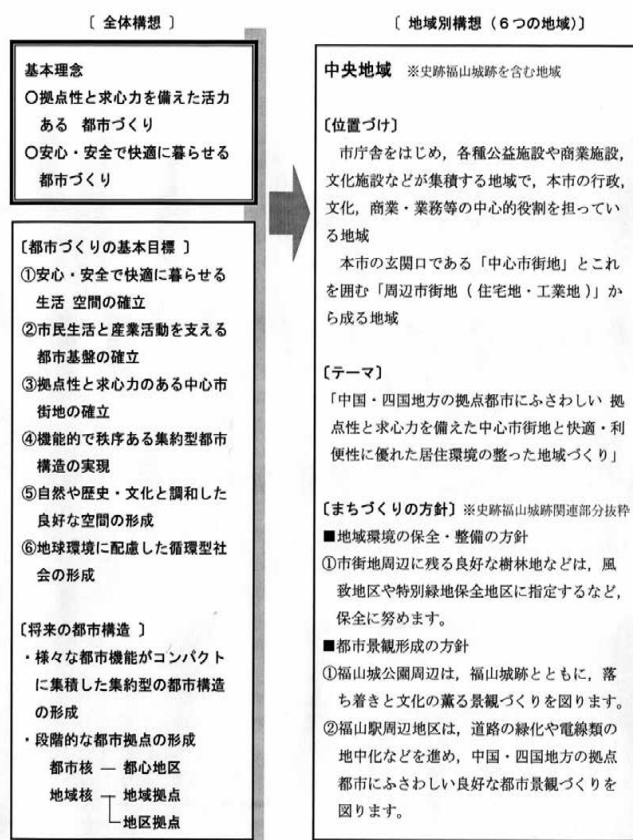


図3 福山市都市マスタープランの構成

(7) 福山市立地適正化計画

これから少子高齢化時代を迎えるにあたり、福山駅周辺地区を含む中央地域と、それを取り巻く地域ごとに人口規模に応じた都市機能を集約し、歩いて暮らせるまちづくりを行うとともに、それぞれを公共交通でネットワーク化することで、移動して必要なサービスを受けることが出来るコンパクト・プラス・ネットワークのまちをめざすもの。2019年度（令和元年度）策定した。

(8) 福山市景観計画

「福山市景観計画」は、都市マスタープランとの整合を図る中で、福山市の景観の特性を整理し、景観計画の区域と方針、景観づくりに向けた取組を明らかにしており、2012年（平成24年）4月に、「福山市景観条例」と共に施行している。

この景観計画の区域と方針では、都市マスタープランと同様に、6地域（中央・東部・西部・南部・北部・北東）を設定しており、史跡福山城跡は中央地域に含まれている。

その後、2018年（平成30年）8月28日に、福山城天守を「景観重要建造物」に指定すると共に、2019年（平成31年）3月には、福山城のシンボル性を維持するため、福山城周辺で駅北側の建築物等の高さ制限等を行うことを目的として、景観計画を部分改定し、「福山城周辺景観地区」を位置づけている。

この福山城周辺景観地区は、すでに建築物の高さを15m以下に制限している福山城跡風致地区に隣接し、外堀から1街区外側までの区域を「内エリア」とし、建築物等の高さを天守石垣天端の高さである23m以下としている。また、内エリアに隣接し、東側は、本町・城見町境、西は商工会議所前の市道までの区域を「外エリア」とし、高さを31m以下としている。この「福山城周辺景観地区」は、2020年（令和2年）4月1日に、都市計画決定している。

景観計画の区域と方針（中央地域）※中央地域：史跡福山城跡を含む地域

■景観の特性と課題※史跡福山城跡関連部分の抜粋

○本市のシンボルである福山城を中心として、その周辺にはふくやま美術館や広島県立歴史博物館などの文化施設が集積しており、市街地に残るみどりと一体となって、自然や歴史・文化が感じられます。また、地域内には明王院や往時をしのばせる石碑なども残る西国街道（旧山陽道）もあり、歴史を身近に感じることができます。

■具体的な景観づくりの方針※史跡福山城跡関連部分の抜粋

貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり～「心に残る眺め」を大切にする

○福山城周辺や明王院周辺などの歴史・文化的景観資源を有効活用するとともに、周辺に残る貴重な風致を保全し、市民の誇りとなる特徴的な景観をめざします。

1. 計画策定の経緯と目的

中央地域で共有する景観づくりの方針

- 福山駅周辺では、歴史・文化的特性と調和を図りつつ、活力が感じられる現代的で風格ある都市景観をめざします。
- 福山城周辺では、歴史・文化的資源を有効活用するとともに、都心部に残る貴重な風致を保全し、市民が誇れる景観をめざします。
- 芦田川などの水辺やばら公園、緑町公園などのばらを生かした、潤いある市街地の景観をめざします。

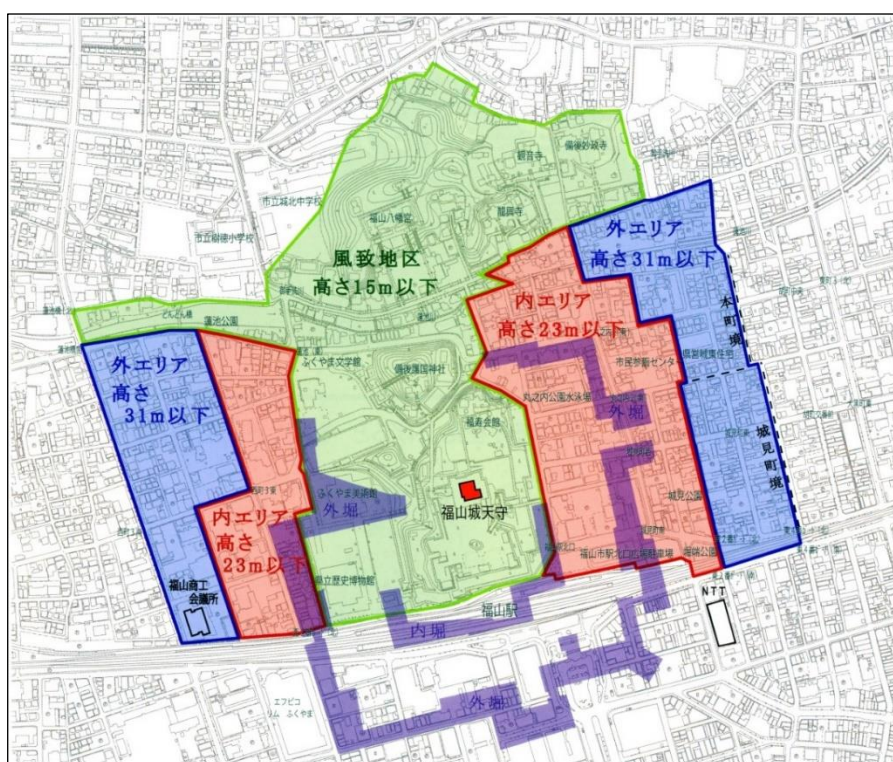


図4 福山城周辺景観地区に示す建造物等の高さ制限

(9) 福山駅前再生ビジョン

福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すもの。

「働く・住む・にぎわいが一体となった福山駅前」をめざす姿に掲げ、福山城をまちづくりの核とした施策が位置づけられている。2017年度（平成29年度）策定した。

(10) 福山市都市再生整備計画

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域産業・社会の活性化

化を図ることを目的とする。計画期間は2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）である。

- まちづくりに必要な幅広い事業（道路、公園、地域交流センター、土地区画整理事業など）を対象としています。
- 計画期間を概ね3～5年とし、事業の達成目標や効果を明確にしています。
- 計画終了時に目標等の達成状況に対する事後評価を行い、その結果について確認し公表します。

（11）第2次福山市観光振興ビジョン

2017年(平成29年)3月に策定された第2次福山市観光振興ビジョンは、第1次福山市観光振興ビジョンで示した「ばらと潮風、歴史の薫る観光交流のまち福山」の基本理念をもとに、「①インバウンドの推進、②移住へつなぐ観光の推進、③広域連携の強化、④シビックプライド（市民が地域に抱く愛着や誇り）の醸成」の4つの基本方針を設定している。その中で「福山城」・「鞆の浦」・「ばら」を施策の3大リーディング観光資源と位置付けており、歴史文化に関わる主要な施策・事業のいくつかを示し、「瀬戸内を代表する観光地・外国人が滞在拠点として選ぶ観光地・住んでみたいと思える観光地」を、めざす姿としている。

（12）その他関連指定区域、規制区域及び設定区域等

（史跡福山城跡周辺地域における規制等）

規制等については、史跡福山城跡の指定範囲のうち、三蔵稲荷神社境内を除く範囲と三之丸西側一帯を都市公園（以下、この範囲を「福山城公園」という。）として指定している。また、周囲の用途地域は、商業地域、近隣商業地域、第一種・第二種住居地域に指定している。

○福山城跡風致地区（図5の⑥）

福山城公園及び神社仏閣が多くある福山城北側は、都市中心部にあつて緑豊かな空間を形成している。この本市を特徴づける優れた自然環境を保全するため「福山城跡風致地区」を都市計画に定めている。区域面積32.0ha。

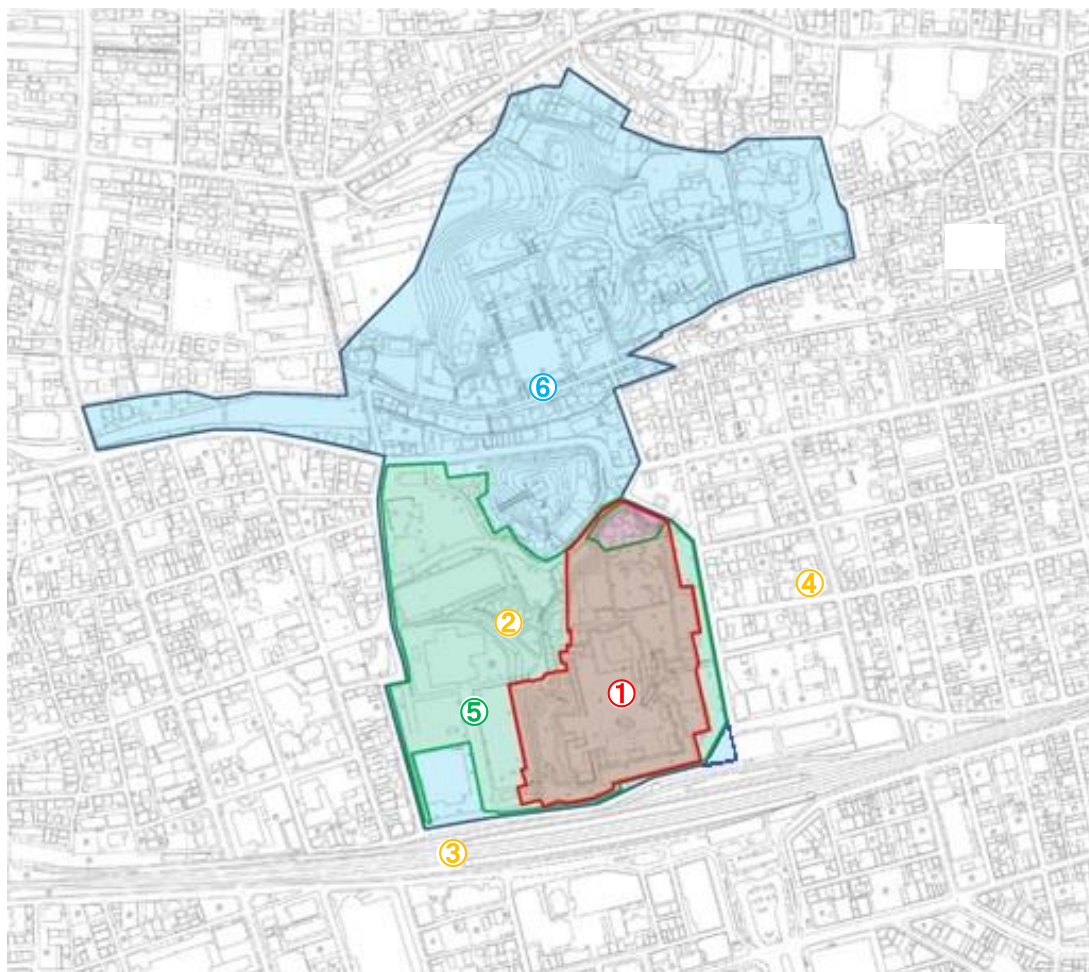
○福山城公園（図5の⑤）

史跡福山城跡を含む福山城跡の城郭域のうち、三蔵稲荷神社境内を除く、本丸、二之丸、西三之丸内に設置された、福山市都市公園条例に定める都市公園区域。区域面積11.55ha。

○史跡指定区域（図5の①～④）

史跡福山城跡周辺地域には、国が文化財保護法により指定した「史跡福山城跡」（図5の①）のほか、福山市が文化財保護条例により指定した「市史跡福山城跡小丸山」（図5の②）、「市史跡福山城三之丸西御門櫓台跡」（図5の③）、「市史跡福山城三之丸北御門外柵石墨跡」（図5の④）の3箇所がある。

1. 計画策定の経緯と目的



- | | | |
|-----------|---|---------------------|
| 凡例 | ■①史跡福山城跡指定範囲 (33,444.775 m ²) | ■⑤福山城公園 (11.55ha) |
| | ■②市史跡福山城跡小丸山 (2,563.5 m ²) | ■⑥福山城跡風致地区 (32.0ha) |
| | ■③市史跡福山城三之丸西御門櫓台跡 (178.02 m ²) | |
| | ■④市史跡福山城三之丸北御門外柵石墨跡 (96.16 m ²) | |

*なお、『史跡福山城跡保存活用計画』では、『文教地区文化施設（文化ゾーン）調査に関する報告書』（1983年）の「文化ゾーン区域」を示していたが、法的規制が伴わない区域設定であるため、この図では表示していない。

図5 史跡福山城周辺地域の規制区域及び箇所

2. 計画地の現状

2-1 地理環境

史跡福山城跡が所在する福山市は、広島県の東南部に位置している。その東側は、岡山県に接し、南側は多島海である瀬戸内海に面して11の島が属する。なかでも有人島は3島で、福山市の東端と南端はともに走島町宇治島である。市域は、東西29.5km、南北45.7km、面積518.14km²である。

福山市は、広島県で3番目に大きな芦田川（河川長86.1km、流域面積870km²）が市の中心部を南流し、備後灘に注ぐ。この芦田川の堆積作用によって形成された福山平野、神辺平野が大きな面積を占める一方、市の北部には急斜面を挟んで、浸食によって形成された神石高原が広がり、巨視的にみると土砂の堆積によって形成された沖積地と浸食作用による山地からなる。

また、歴史地理的にみても、古来より近畿と九州を結ぶ山陽道が東西に通じていたことや、江戸時代には、瀬戸内海に面する港湾（鞆津）との近接性を重視して、水野勝成が常興寺山（蝙蝠山）に福山城を築いたことが、都市の礎となっており、現在でもJR新幹線・山陽本線、山陽自動車道・国道2号が市内を東西に通過し、福山城周辺は交通の要衝となっている。

2-1-1 地形

福山城跡は、福山湾と内陸の神辺平野の間に東西に連なる蔵王山系から福山湾に向かって伸びる標高20m前後の低丘陵の一つで、山系より南方へ約1.5km突出した「常興寺山」と呼ばれる丘陵に位置している。

この丘陵の西側には芦田川の河口があり、河川により運ばれてきた多量の土砂によって丘陵の麓から福山湾沖にかけて広大な沖積平野が形成された。

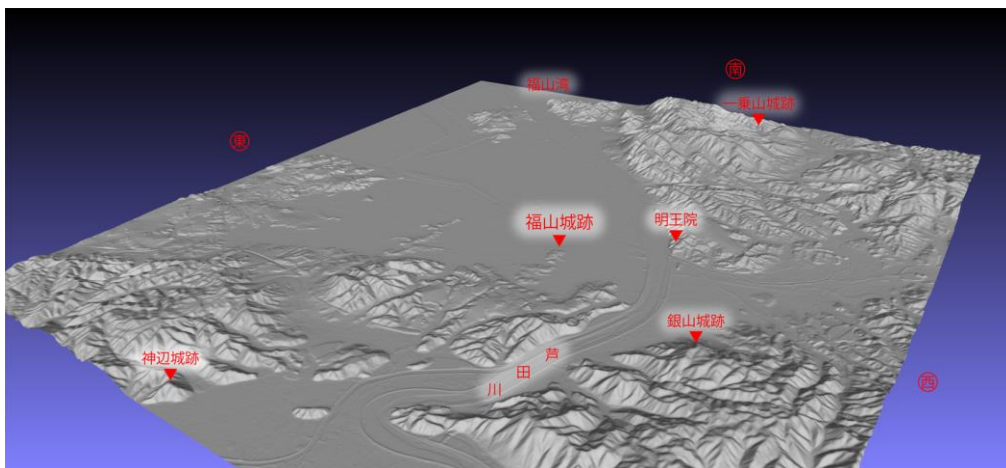


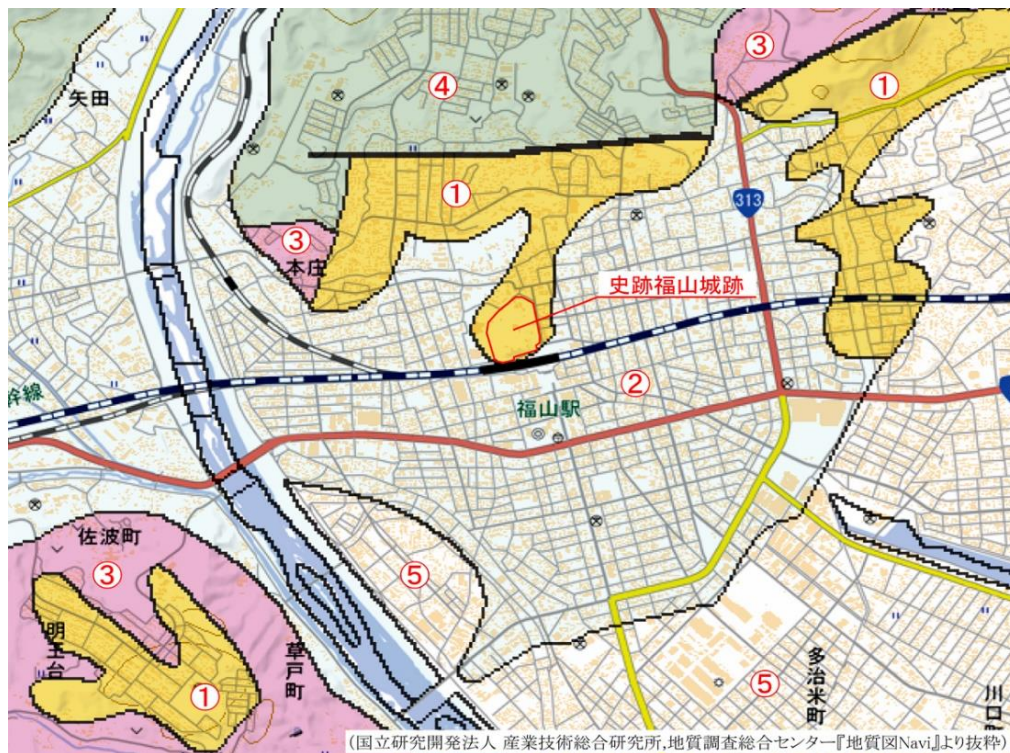
図6 福山城跡周辺地形鳥瞰図

2. 計画地の現状

江戸時代になって福山城を築城する際、常興寺山北側の永徳寺山（現在福山八幡宮のある丘）と天神山（現在備後護国神社のある丘）との間は、芦田川の水を引き込むため掘って切断され、常興寺山と天神山の間にも堀切が設けられ水路が引かれたため、現在では、それぞれが沖積平野に突き出た独立丘陵のようになっている。周囲は標高 3m 前後の沖積平野で囲まれ、南東方面に向かって次第に低くなり福山湾へと続いている。（図 6）

2-1-2 地質

福山湾に伸びる三角州の周辺に分布する標高 50m 前後の低丘陵や、福山城のある標高 20m 程度のごく低い丘陵，更に芦田川右岸の標高 120m の丘陵などは、「福山層」と呼ばれる地層で構成されている。層厚が約 40m 以上あり、礫岩・砂岩・泥岩・シルト岩・凝灰質岩からなり、川や湖に堆積したものと考えられている。



- ① 後期始新世-前期漸新世(PG3)の海成または非海成堆積岩類
(約4000万年前～3200万年前に形成された地層)
- ② 後期更新世-完新世(H)の海成または非海成堆積岩類
(約1万8000年前～現在までに形成された最も新しい時代の地層)
- ③ 後期白亜紀(K2)の花崗岩
(約1億年前～6500万年前にマグマが地下の深いところで冷えて固まった花崗岩)
- ④ ペルム紀(P)の海成堆積岩類
(約2億9900万年前～2億5100万年前に海で形成された地層)
- ⑤ 完新世(H)の人工改変地
(人工的に作られたり、改変された土地)

図 7 地質図Navi (福山城跡周辺)

福山墨層には、砂岩層中に炭質物を含む薄層部分があり、福山城跡西北に位置する小丸山の地層断面よりサルビニア（浮遊性の藻の仲間）など 15 属 19 種の植物化石が採集されたことから、新生代新第三紀中新世の後半と考えられてきたが、福山墨層中の凝灰岩のフィッシュトラック年代から 5,500 万年前の年代が示されており、古第三紀の暁新世（約 6,500 万～5,600 万年前）に堆積したと考えられている。

前後の時代との層序関係を見ると、中生代白亜紀の花崗岩類、古生代二畳紀の黒色泥質岩（粘板岩）や、これに貫入している緑色岩類などを基盤とし、それらが不整合に堆積してきている。低い丘陵地では基盤との関係を見ることはできないが、東西に連なる蔵王山系の中腹の崖では古生代層との不整合が露呈している。

福山墨層の上には、第四紀更新世の礫層が不整合の関係を持って重なり分布しているが、その識別はかなり困難である。その根拠として、福山墨層と思われる軟らかい頁岩質の巨礫や丸い礫が含まれることや、クサリ礫化の現象となっていることなどを挙げるができる。小丸山や天神山の頂部に分布する礫層は更新世のものと思われる。（図 7）

（参考文献；橋本雅巳「福山城跡の地形と地質（城壁の石材産地）～第一次調査報告～」『史跡福山城跡及び周辺保存整備について（答申）』1990 年より）

2-1-3 気候

気候は、典型的な瀬戸内海式気候で、2009 年（平成 20 年）～2018 年（平成 30 年）の年間平均気温は 15.7℃、月別平均気温では 8 月が最も高く（28.3℃）、1 月が最も低い（4.2℃）。降水量平均値は、1257.3mm で降水量は極めて少ない。

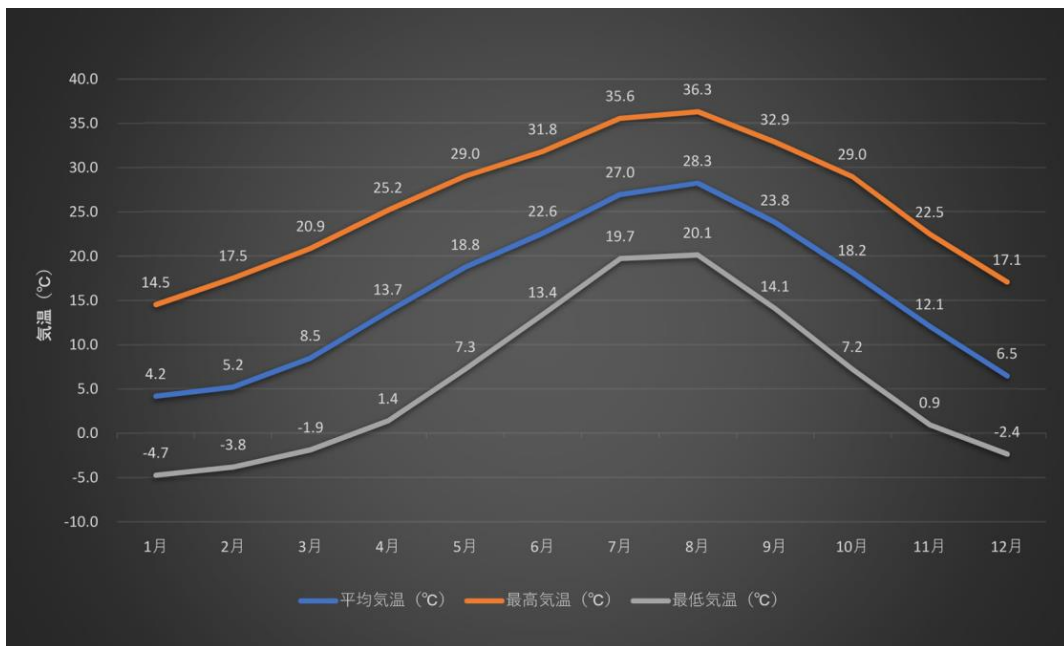


図 8 福山市の月別平均気温（2009～2018年）（出典）福山測候所2019

2. 計画地の現状

また、降水日数が少ないことから、日照時間は全国の中でも非常に多く、1.0 mm以上の降水があった日数の平均値は91.1日である。少ない降水量に対して、年間日照時間の平均値は2080.0時間、日照率は年平均47.0%である。(図8)

2-1-4 植物

福山城跡周辺の植生状況については、福山城跡の位置する市街地中心部は市街地化(図9-32)されているものの、城の北側、吉津川を渡った福山八幡宮や龍興寺のある永徳寺山周辺はコバノミツバツツジ=アカマツ群落(図9-20)の社叢林が残る。また吉津川の蓮池周辺は水田雑草群落(図9-31)となっている。福山城跡の北部、蔵王山系の山麓は宅地化されているものの畑地雑草群落(図9-28)や水田雑草群落(図9-31)、コバノミツバツツジ=アカマツ群落(図9-20)が広がる。

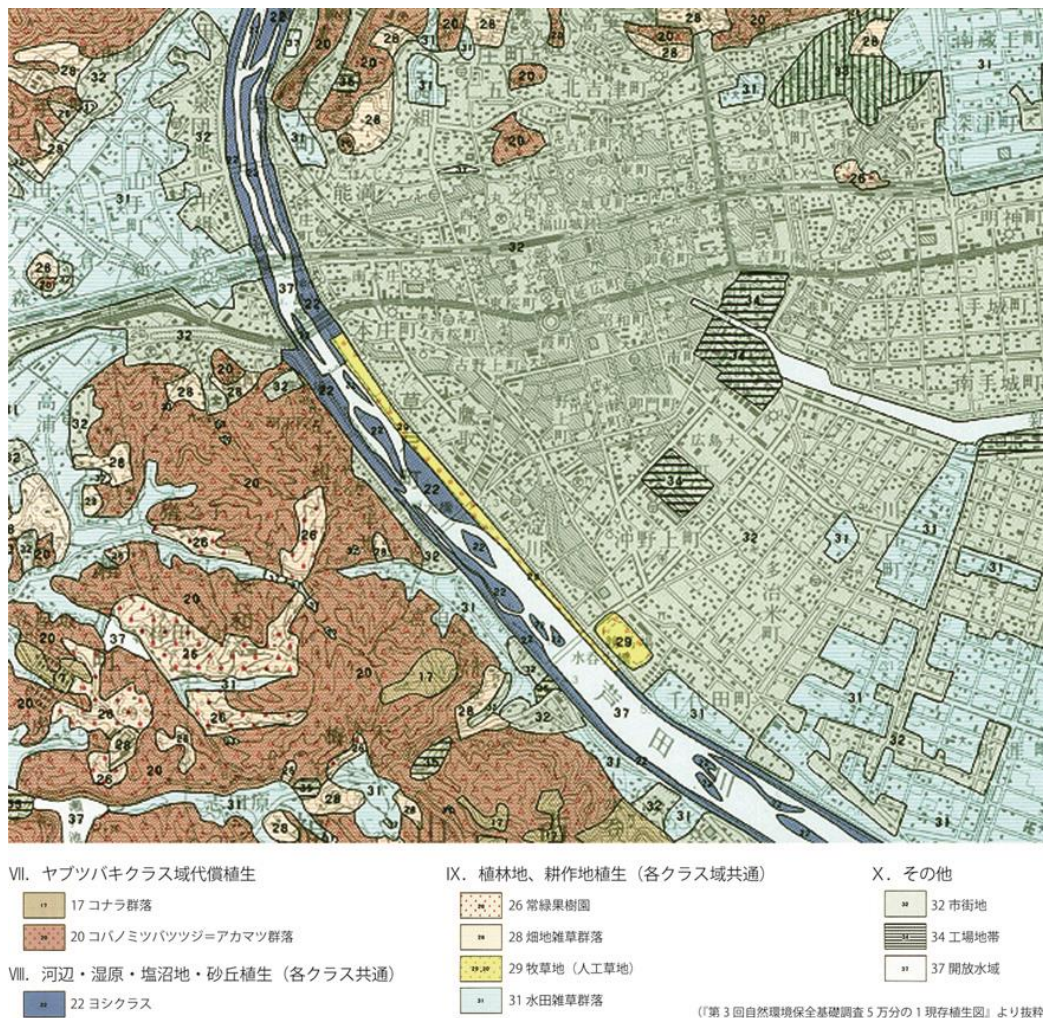
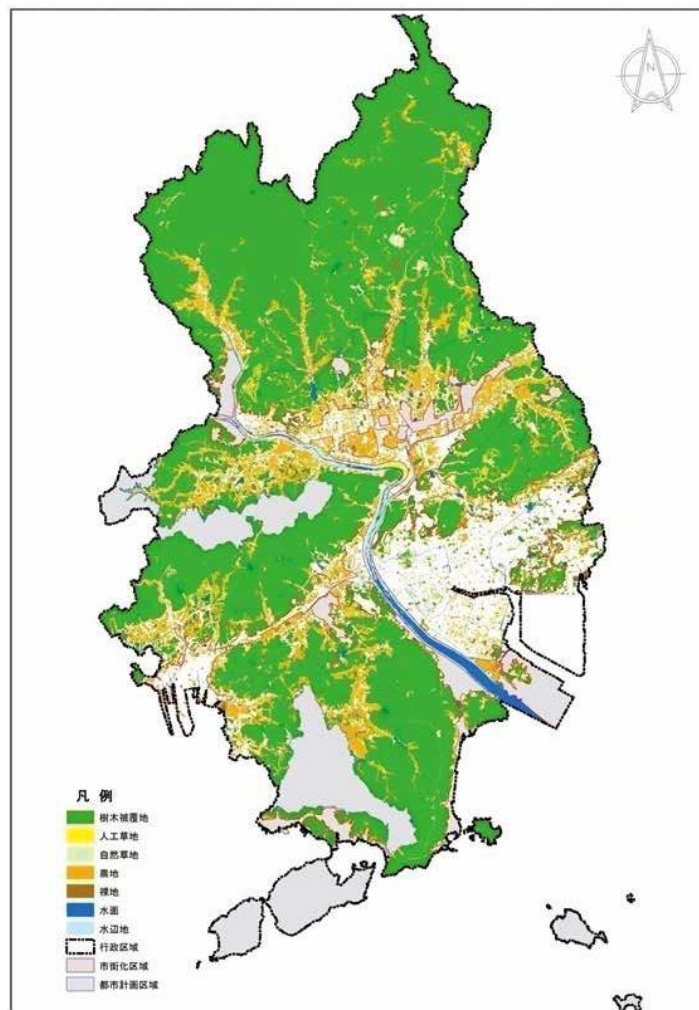


図9 植生図(福山市中心部)

市街地の西側を北から南東に流れる芦田川の高水敷はヨシクラス(図9-22)が広がり、堤防の法面は人工草地である牧草地(図9-29)となっている。芦田川の西側、明王院の背後には山地が広がっている。ここはコバノミツバツツジ=アカマツ群落(図9-20)を中心に常緑果樹園(図9-26)やコナラ群落(図9-17)となっている。市街地の南部、芦田川の河口近くは水田が営まれており水田雑草群落(図9-31)となっている。(図9・図10)

(出典：『みどりの計画(福山市緑の基本計画)』福山市建設局都市部公園緑地課 2010年資料より抜粋。

なお、この計画は、緑のまちづくりに関する将来像を定め、その実現に向けた施策実施の指針となる計画として、2018年3月に一部改訂されている。)



(出典：『みどりの計画(福山市緑の基本計画)』福山市建設局都市部公園緑地課 2010年資料より)

図10 みどりの現況図

史跡指定地内の植生については、2016年(平成28年)に行われた樹木調査によればマツ・サクラ類が過半数を占めており、次いでクスノキ、クロガネモチ、エノキなどが見られる。サクラは観賞用として継続的に植樹されているものである。

2. 計画地の現状

なお、戦後植樹されたマツは約 50 年を経過して相当の高木となっていたが、2018 年度策定された「福山城公園（史跡福山城跡）樹木整備計画」により、東側から順次伐採整備が行われ、城郭遺構の保護と史跡の景観環境が改善されつつある（図 11）。



図 11 史跡福山城跡の樹木の植生状況（東側～南側樹木伐採整備後：2019 年 4 月）

2-2 歴史環境

【旧石器時代】

旧石器時代の遺物としては、神辺町亀山遺跡（県史跡）でナイフ形石器が、神辺町備後びんご国分寺跡周辺では有茎尖頭器ゆうけいせんとうきが採集されている。また、新市町宮脇遺跡みやわきいせきでは細石器が発掘調査で出土しているが、この時期の遺構は発見されていない。

【縄文時代】

縄文時代になると、沿岸部で貝塚遺跡が多く発見されており、福山湾岸では、水呑町洗谷みのみ貝塚・浜貝塚、草戸町草戸千軒町遺跡（下層）、大門町大門貝塚、木之庄町木之庄貝塚、などがある。福山市西部の松永湾岸では、柳津町馬取遺跡うまとりいせき（県史跡）・馬取東貝塚・馬取西貝塚、下迫貝塚があり、沿岸部の豊富な食料資源を漁労・狩猟・採集といった多様な方法を駆使して入手し、次第に人口が増加していったことが窺われる。

また、神辺町御領遺跡や新市町芋平遺跡いもびらいせきからもこの時代の遺物が出土しており、沿岸部から内陸部にわたって遺跡が広がっている。

【弥生時代】

弥生時代になると狩猟採集生活から米作りを中心とした農耕技術の広がりにより、遺跡は更に数を増してくる。遺跡は瀬戸内海湾岸に流入する大小の河川を中心に多く分布して

おり、特に神辺平野に集中している。神辺平野は古くから芦田川などの河川が流入する関係で大規模な湿地帯が広がり、良好な水田となった。神辺町のかめやまやよいしきいせき亀山弥生式遺跡（県史跡）は、この神辺平野のほぼ中央の独立丘に所在する弥生時代前期から後期の遺跡で、三重の堀や土塁を廻らせる環濠集落が検出されている。このほか神辺町おおみやいせき大宮遺跡・ごりょういせき御領遺跡においても環濠を廻らせた区画内に複数の住居跡が発見されている。

一方、芦田川河口に位置するきたほんじょうかしょういせき北本庄河床遺跡では、南北 100m×東西 50mの中州内に、溝で区画した掘立柱建物やほったてばしらたてもの たてあなしきじゅうきよあと竪穴式住居跡が発見され、内部から兵庫県地方や愛媛県地方からもたらされたと考えられる弥生時代中期から後期の土器が出土しており、瀬戸内海を舞台に幅広い交易が行なわれていたことが推察されている。

更に、弥生時代の青銅器も多く出土している。銅鏃がか やいせき赤坂町加屋遺跡・津之郷町ザブ遺跡・神辺町大宮遺跡・新市町城山A遺跡・加茂町井上遺跡から出土し、ひえのじんじや沼隈町日枝之神社伝世の平形銅剣（県重文）・くまがみねいせき熊野町熊ヶ峰遺跡の平形銅剣（県重文）・郷分町大迫遺跡の中細形銅矛（市重文）が、いずれも巨石の下から発見されている。また、神村町で出土したと伝わる四区袈裟襷紋の銅鐸の拓本 1 枚が江戸時代の学者であった菅茶山の遺品から見つかったほか、貨泉（市重文）が津之郷小学校校庭内から出土しており、この時代に青銅器文化が広く流入したことを伝えている。

【古墳時代】

古墳時代初期から終末期にかけて、この時代の集落遺跡や古墳が神辺などの沖積平野を見下ろす丘陵部から多く発見されている。新市町城山遺跡・しおくびいせき汐首遺跡では、弥生時代後期から古墳時代前期に営まれた集落や、弥生時代後期の集団墓や古墳時代前期の墳墓が多数確認されており、弥生時代から古墳時代への変遷の様相をうかがうことができる。

前期古墳では、新市町しおぎやまこふん潮崎山古墳（前方後円墳か）・汐首第 2 号古墳（前方後円墳）、芦田町いしづちごんげん石鎚権現第 5 号古墳（前方後円墳）、加茂町かけきこ掛迫第 6 号古墳（前方後円墳か）・石鎚山第 1 号古墳（円墳：県史跡）・おのうえ尾ノ上古墳（前方後円墳）などがあり、前方後円墳とともに直径 30m までの円墳が並立するという特徴がある。

中期になると、最初の中期古墳として神辺町亀山第 1 号古墳が築造されている。直径約 30m の円墳で、粘土槨の内部からさんかくいたかわつづりたんこう三角板革綴短甲を始め鉄製武器・武具類が出土した。この時期の古墳数は前期に比べ少ないが、中期後半になると低丘陵上にしおぎやまこふん駒家町手坊谷古墳群・池ノ内古墳群等の、直径 10m 前後の円墳で構成された墳墓群が築造される。出土した須恵器から 5 世紀後半から末葉に位置づけられ、形象埴輪を伴うものもある。

中期後半から後期にかけて古墳の数が爆発的に増加する。その多くが横穴式石室を持つ後期古墳である。駒家町服部や神辺町御領の丘陵上では、それぞれ約 300 基近い横穴式石室が確認されており、津之郷町・新市町・加茂町・芦田町・神村町・田尻町・春日町などにも

2. 計画地の現状

数基～10 数基からなる古墳群がある。

駅家町中島・新山に所在する二子塚古墳（史跡）は、全長 68m の前方後円墳で、6 世紀後半から 7 世紀初頭の築造である。近畿以西で最も新しい前方後円墳で、全長 14.9m・幅 2.1m・高さ 3.3m の横穴式石室を持つ。古墳の規模や出土した金銅製の環頭大刀柄頭の文様などから、大和勢力と大きく関わりを持ってこの地を統治した首長の墳墓とみられている。

終末期になると、加茂町猪ノ子古墳（県史跡）、芦田町曾根田白塚古墳（県史跡）、駅家町北塚古墳（県史跡）、新市町尾市古墳など、埋葬施設に切石を用いた古墳が築かれる。畿内の渡来系氏族の古墳と酷似しており、大和勢力とのつながりが考えられる。

【古代】

大化の改新以降、唐の律令制度を導入して新しく始まった地方制度は、大宝律令によって確立され、備後国の国府は内陸の府中市に定められた。このため、幹線道路となった山陽道は内陸を通り、道沿いには安那・品治・芦田・者度などの駅が置かれた。この幹線道路沿いには多くの官衙や寺院が建てられ、備後国の政治・経済・文化の中心となった。

一方、瀬戸内海沿岸では、海の幹線航路上の中間地点に位置する鞆の浦があり、潮待ちの港町として重用された。また、福山湾に面する深津には、「日本霊異記」に市場として記された深津市及びその背後に塔跡と金堂跡を配置した海蔵寺（史跡宮の前廃寺跡）があり、芦田川河口西側の津之郷には、塔心礎と銅製九輪を出土した田辺寺塔跡（県史跡、別称：和光廃寺跡）があるなど、沿岸部で寺院を持つ港町が形成されていった様子が窺える。

このほか、吉津、奈良津など港町の存在を伝える地名が残っており、これらの港町は内陸の国府と関連した国府津であったと考えられている。

長く続いた古代の律令体制が土地制度の行き詰まりなどにより綻びを見せ始めた頃、各地に荘園制が広がった。福山湾岸周辺には、東から坪生荘（撰関家領）、深津荘（法隆寺・貞観寺領）、長和荘（院領荘園、安居悲田院領）など多くの荘園が置かれ、地元の荘園から荘園領主の所在する都に向けて年貢や生産物を運ぶため海運が発達し、瀬戸内海各地の港町は一層発展することとなった。

10 世紀頃から瀬戸内海は、海上交通の発達に伴い、貴族に代わって実力を持った平氏が台頭し始める。

【中世】

専横を極める平氏は、やがて源氏と対立する。壇ノ浦の戦いで勝利した源氏は、鎌倉幕府を開き、新たに守護・地頭を設置するが、西国武士の多くは平氏に味方したことから、備後の守護・地頭には東国武士が補任され、後に長井氏が守護となっている。

後醍醐天皇は、元弘 3 年 / 正慶 2 年（1333 年）に北条氏を滅ぼして京都に建武の新政府

を樹立した。建武の新政の際、国衙の権力が復活するが、一方では備後国守護に朝山氏^{あさやまし}が補任され、神辺城を築いて守護所としたと伝えられる。

南北朝時代、西国に勢力を伸ばそうとした伊予の南朝方と北朝方が軋で交戦した古戦場は、「大^{たい}可^(おお)島^{がしま}城^{じょう}跡^{あと}附伝桑原一族墓地」として市指定史跡となっている。大可島は、南朝軍が拠点を構えた詰城で、現在は陸続きとなっている。

室町時代、備後国の守護は山名氏が137年間就任し、神辺に守護所を置いていた。応仁の乱(1467年～1477年)の際に山名氏が分裂、戦国時代へと突入した。そして備後国は、次第に安芸国から勢力を拡大してきた毛利氏の領国となっていった。

この時代の遺跡として、草戸町の草戸千軒町遺跡がある。長和荘の年貢積出港から出発し、備後の内陸部と瀬戸内海を結ぶ港町として鎌倉時代後半から室町時代後半まで存続した中世の港町で、当時「草津^{くさつ}」「草出^{くさいつ}」「草土^{くさど}」などの名で呼ばれていた。

その背後に位置する明王院^{みょうおういん}は、現在、真言宗大覚寺派の古刹であるが、もとは常福寺^{じょうふくじ}と呼ばれた西大寺流律宗の寺院であったと伝えられている。この寺の境内には、多くの指定建造物があり、このうち国宝・明王院本堂は元応3年(1321年)、国宝・五重塔は貞和4年(1348年)に建立されたもので、南北朝時代を代表する建築である。草戸千軒町の人々の厚い信仰と寄進によって支えられたと考えられており、港として栄えた町の繁栄振りを物語っている。

このように、古代から中世にかけて福山湾岸に多くの港町が開設され、人や文物の流通が活発に行われるなどの繁栄振りがあったことが、江戸時代になって藩政の中心となる城が築かれ、城下町が建設される大きな要因となったと考えられる。

【近世】

天正4年(1576年)、織田信長に追放された室町幕府最後の将軍足利義昭は、毛利氏を頼って軋に到着し、信長包囲網を画策した。このため毛利氏も義昭の命を奉ずることを決し、信長と対決することとなった。義昭の居留した軋や熊野町常国寺、津之郷町惣堂神社、深津町蓀山には、この時の滞在にまつわる伝承地がある。

天正10年(1582年)、織田信長の命を受けた家臣の羽柴秀吉が毛利氏支配下の備中高松城を水攻めによって攻略したが、本能寺の変によって信長が死去したことにより和議が結ばれ、備後国内での直接決戦を免れた。

豊臣秀吉没後、関ヶ原の戦いで石田三成率いる西軍が、徳川家康を中心とした東軍に大敗し、家康が天下の実権を握った。毛利氏は周防・長門の二国に転封され、安芸・備後には福島正則が入ることとなった。その後、福島氏は広島城の無断改修を理由に改易となり、代わって水野勝成が備後のうちの南東部と備中国の一部を合わせた10万石の領主に封ぜられた。

当時の中国地方は、岡山の池田氏31万5千石、広島^{あき}の浅野氏42万6千石、津山^{つやま}の森氏

2. 計画地の現状

18万石、松江の堀尾氏^{ほりおし}37万石、鳥取の池田氏32万5千石、萩の毛利氏37万石などの外様大名で占められ、いずれも石高の上で10万石の水野氏を上回っていた。

外様の雄藩がひしめく中で、徳川幕府の譜代大名として「西国の鎮衛^{さいごく ちんえい}」の任を担って入封するには、これまで備後の主城であった神辺城は狭い城地の山城であり、過去に何度も落城した経歴があることなどから、勝成は、瀬戸内海と山陽道の両方を抑えることができる芦田川の河口に位置し、沖積地が南に広がる要害の地であった常興寺山の丘陵を新たな城の建設地に決定して築城に着手するとともに、その足下に城下町を建設した。

2-2-1 福山市内の指定・選定・登録等文化財

福山市内には、前述した歴史環境が育んだ文化財が多数残されており、重要なものについては文化財保護法が定める指定・選定・登録文化財等の基準に従って、国、県、市により保護されている。その指定区分や種類、数については表2に、建造物、史跡の分布状況については図12に示す。

このうち国指定文化財では、国宝指定の建造物（明王院本堂・明王院五重塔）2件、工芸品（刀剣〔7口〕）がある。重要文化財では、城郭建造物（福山城伏見櫓、福山城筋鉄御門）、寺社建造物（安国寺釈迦堂、沼名前神社能舞台、吉備津神社本殿、磐台寺観音堂）、住宅建造物（太田家住宅・太田家住宅朝宗亭）8件があり、美術工芸品では、彫刻（木造十一面観音立像〔明王院〕、木造法燈国師坐像、木造阿弥陀如来及び両脇侍立像〔安国寺〕、木造狛犬〔吉備津神社〕、工芸品（刀剣〔7口〕）、考古資料（広島県草戸千軒町遺跡出土品）29件、歴史資料（菅茶山関係資料）1件がある。民俗文化財指定では、有形文化財（はきものコレクション）1件がある。記念物指定では、特別史跡（廉塾ならびに菅茶山旧宅）1件、史跡（二子塚古墳、宮の前廃寺跡、一宮〔桜山茲俊挙兵伝説地〕、福山城跡、朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内）5件、名勝（鞆公園）1件がある。

国選定文化財では、伝統的建造物群保存地区（福山市鞆伝統的建造物群保存地区）1件、国登録文化財では、（旧マルヤマ商店事務所、福山市福寿会館〔6件〕、いろは丸展示館、福山誠之館高等学校記念館、堂々川砂留〔8件〕、信岡家住宅〔8件〕、村上家住宅〔8件〕、福山市旧佐波上水場〔3件〕、福山市旧山野村役場、南禅坊〔2件〕）39件がある。

また、「重要美術品等ノ保管ニ関スル法律」による重要美術品（石造地蔵菩薩坐像、銅製双鸞鏡、紙本墨書後水尾天皇宸翰古歌御色紙、藤原佐理筆書状「頭弁帖」、紙本墨書後撰集巻第二（烏丸切）（ことはて））5件がある。

表2 福山市の指定・選定・登録等文化財等類別表 (2020年(令和2年)3月末現在)

文化財の種類			指定区分	国	県	市	合計	
指定	有形文化財	重要文化財	建造物 (国宝)	2			45	
			建造物 (重文)	8	13	22		
		美術工芸品	重要文化財	絵画	0	13	20	33
				彫刻	4	12	23	39
				工芸品 (国宝)	7			37
				工芸品 (重文)	7	12	11	
				書跡	0	4	15	19
				考古資料	1	8	10	19
		計	29	62	101	192		
		歴史資料	1	0	1	2		
	計	30	62	102	194			
	無形文化財	工芸技術	0	0	1	1		
	民俗文化財	有形民俗文化財	1	1	3	5		
		無形民俗文化財		7	8	15		
		計	1	8	12	21		
	記念物	特別史跡	1			1		
		史跡	5	27	26	58		
		名勝	1	1	0	2		
		天記 然念 物	動物	0	1	0	1	
			植物	0	2	19	21	
地質			0	5	0	5		
計			0	8	19	27		
計	7	36	45	88				
計	38	106	159	303				
選定	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1			1		
		伝統的建造物群保存地区			1	1		
登録	有形文化財	建造物	39			39		
合計			78	106	160	344		
重要美術品*			5			5		
総合計			83	106	160	349		

*旧「重要美術品等ノ保管ニ関スル法律」に基づき、古美術品の国外流出を防ぐことを目的として認定した有形文化財。(彫刻1, 考古資料1, 書籍3)

なお、文化財として指定・登録・選定された上記の物件のほか、福山市景観計画に定める指定方針に基づき、「福山城天守」を景観重要建造物に指定した。

2-3 社会環境

(1) 行政区の変遷及び人口の推移

1916年(大正5年)に市制が開始された頃の福山市は、福山城跡と城下町を中心とする旧市街地のみで、面積5.80km²、人口29,768人であった。その後、周辺市町村との合併によって、人口と面積が拡大し、1955年(昭和30年)頃には、広島市、呉市、尾道市に続く人口規模県内第4位となった。2003年(平成15年)2月に内海町、新市町、2005年(平成17年)2月に沼隈町、2006年(平成18年)3月に神辺町と合併を重ね、2020年(令和2年)7月末現在、市域518.14km²、人口457,562人を擁する(図13)。県内第2位、中国地方では4番目の都市である。

人口の分布は、市街地内部の平野部、市街地東部の宅地開発の行われた丘陵部、北部の平野部に集積する。

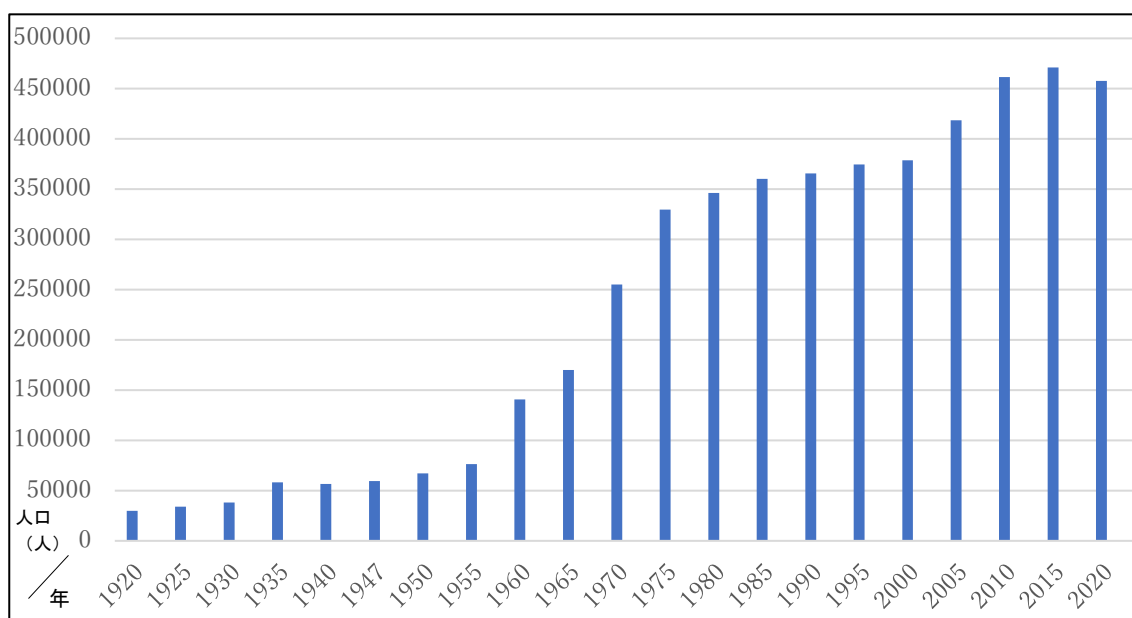


図13 福山市の人口推移(1920~2020年)

※市政概要2019年度(令和元年度)より、統計は1920年から、2020年は7月末現在人口を統計資料より掲載

(2) 観光

総観光客数は2005年(平成17年)以降600万人台であったが、2015年(平成27年)は、前年比7.6%の増となっている。過去10年の福山市の総観光客数の推移を見る限り、鞆の浦は、毎年総観光客数の3割以上を占める強力な観光資源といえる。

福山市で最も重要な自然観光資源は、瀬戸内海国立公園に面する、鞆の浦、沼隈町、内海町の景勝地や、山間部の山野峡県立自然公園等がある。

文化観光資源としては、福山城及びその周辺のミュージアム群、ばら公園、国宝を有する明王院、宿場町神辺町等がある。なお、市全体で国・県・市より指定を受けた文化財が総計349件(2020年(令和2年)3月現在)あり、うち福山城に関するものが7件ある。

2. 計画地の現状

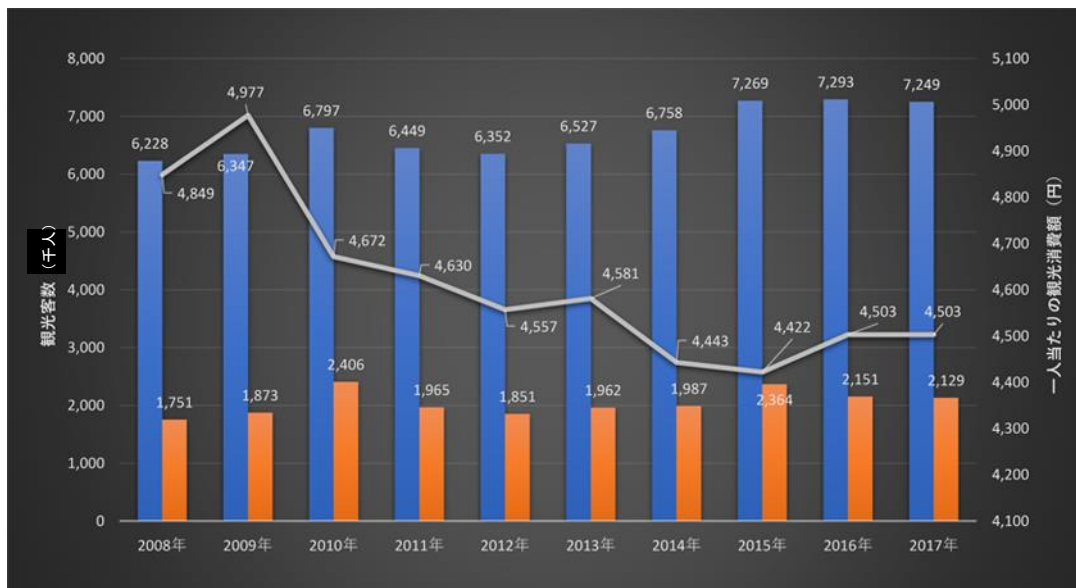


図 14 福山市の観光客数と一人当たりの観光消費額（2008～2017年）

（3）道路

福山市内には、高速自動車道の山陽自動車道が東西に走り、福山東IC、福山西IC、福山SA内にスマートICが開設されている。また、一般国道として2号、182号、313号、486号が走り、これらに接続する県道・市道が張り巡らされている。福山城へは、これらの道路を利用してアクセスすることができる。

（4）公共交通機関

① 鉄道

福山市内にある鉄道は、JR山陽本線、JR福塩線、井原鉄道、JR新幹線がある。

JR山陽本線は、1888年(明治21年)に兵庫～明石間で開業した山陽鉄道が、その後西に延伸し、1891年(明治24年)福山駅が開業、1987年(昭和62年)国鉄民営化によってJR山陽本線となった。

JR福塩線は、1914年(大正3年)、両備軽便鉄道として両備福山～府中間が開通したのが発祥である。その後、ルート変更等があり、両備福山～府中間の福塩南線と、塩町～吉舎間で開通し南へ延伸工事を進めていた福塩北線とが接続して福塩線となり、国鉄民営化によって現在のJR福塩線となった。

井原鉄道は、岡山県備中地域と広島県備後地域を結ぶ線で、国鉄民営化により、沿線の地方公共団体(岡山・広島両県及び関係7市町)と民間団体・企業が出資した井原鉄道(株)が運営している。

JR新幹線は、1972年(昭和47年)に大阪～岡山間で開通した山陽新幹線が更に西に延伸し、1975年(昭和50年)に岡山～博多間で開通した際、福山駅を全国初の二重高架として新

幹線駅が開設された。新幹線の駅開設により、大阪・東京・福岡等への所要時間が大幅に短縮されるなど利便性が向上した。

また、二重高架となったことによって、市の中心街を南北に遮断していた16の踏切が整理され、鉄道による南北交通の分断が解消された。

② 路線バス等

路線バスは市内のほぼ全域を網羅する形で福山駅を中心に放射状に広がっており、(株)中国バス、鞆鉄道(株)、(株)井笠バスカンパニー、北振バス(株)の4社が運行し、市民の主要な移動手段を担っている。

また、2009年(平成21年)2月から中心市街地の主要施設を循環する中心部循環路線「まわローズ」の運行が開始され、定額運賃で利用できる移動手段として、中心市街地の活性化に寄与している。

2. 計画地の現状

3. 史跡の概要及び現状と課題

3-1 指定の状況

(1) 史跡指定

福山城跡は、江戸時代の山陽道を抑え、外様大名の多かったこの地域にあつて「西国の鎮衛」としての任務を担った城であり、かつ主要部はよく旧態をとどめ城郭史上価値ある遺跡として、1964年(昭和39年)2月7日に国史跡として指定された(昭和39年文化財保護委員会告示第10号)(表3)。

指定面積は33,444 m²(詳細:第4表)で、土地の所有状況については、第16図に示すとおりである。大部分は福山市の所有であるが、他に国有地(財務省(旧大蔵省)所管、文部科学省(旧文部省)所管)や、三蔵稻荷神社所有地がある。

なお、国史跡指定地に近接して、市史跡の「福山城跡小丸山」・「福山城三之丸西御門櫓台跡」・「三之丸北御門外柵石塁跡」、市重要文化財「旧内藤家長屋門」(移築建造物)がある。

史跡指定説明書(昭和39年文化財保護委員会告示第10号より抜粋)

1. 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第二(城跡)による。

2. 説明

元和五年水野勝成備後神辺城に移り、ついで新たに城を現在地に築き、元和八年完成常光寺山の旧名を廃して福山と名付けた。水野氏は四代にして終り、松平氏を経て宝永七年阿部氏この地に封ぜられ、明治維新に至った。

低い丘陵によって営まれた平山城であつて、本丸を頂部に置き、南面を大手とし、背部北面を堀切り、裾に内堀・外堀を設けたものである。裾の三の丸、堀などはいまほとんどすべて失われているが、本丸、中の段の二の丸は旧規をよくとどめ、本丸、二の丸帯曲輪の二層の石垣の如きは見事であり、伏見城から移建した伏見三層櫓、筋鉄門、と相まって偉観たるを失わない。天守は戦災で焼失したが、天守台は完存し、地階を有する形式のものとして模式的である。

本城は山陽道^を扼し、西国の鎮衛として重んぜられたところであつた。江戸時代における大名の布置を見る上に重要であり、かつ主要部はよく旧態をとどめ城郭史上価値ある遺跡である。

(※上記「指定説明」は原文通り。次の2か所については誤字。説明2行目(誤)「…常光寺山…」→(正)「…常興寺山…。説明2行目(誤)「…水野氏は四代に…」→(正)「…水野氏は五代に…」)

3. 史跡の概要及び現状と課題

表3 昭和39年文化財保護委員会告示第10号より(※住所については、当時。原文通り)

種別	名勝	所在地	地域
史跡	福山城跡	広島県福山市 町字福山	三之丸 甲一番、一番ノ一、甲一番ノ二、二番ノ一、二番ノ二、三番ノ一、三番ノ二、三番ノ三、三番ノ四、三番ノ五、三番ノ六、三番ノ七、三番ノ八、四番ノ一、四番ノ二、四番ノ三、四番ノ四、四番ノ五、四番ノ六、四番ノ七、四番ノ八、四番ノ九、四番ノ一〇、四番ノ一一、四番ノ一二、四番ノ一三、四番ノ一四、四番ノ一五、四番ノ一六、四番ノ一七、四番ノ一八、四番ノ一九、四番ノ二〇、四番ノ二一、四番ノ二二、四番ノ二三、四番ノ二四、四番ノ二五、四番ノ二六、四番ノ二七、四番ノ二八、四番ノ二九、四番ノ三〇、四番ノ三一、四番ノ三二、四番ノ三三、四番ノ三四、四番ノ三五、四番ノ三六、四番ノ三七、四番ノ三八、四番ノ三九、四番ノ四〇、四番ノ四一、四番ノ四二、四番ノ四三、四番ノ四四、四番ノ四五、四番ノ四六、四番ノ四七、四番ノ四八、四番ノ四九、四番ノ五〇、四番ノ五一、四番ノ五二、四番ノ五三、四番ノ五四、四番ノ五五、四番ノ五六、四番ノ五七、四番ノ五八、四番ノ五九、四番ノ六〇、四番ノ六一、四番ノ六二、四番ノ六三、四番ノ六四、四番ノ六五、四番ノ六六、四番ノ六七、四番ノ六八、四番ノ六九、四番ノ七〇、四番ノ七一、四番ノ七二、四番ノ七三、四番ノ七四、四番ノ七五、四番ノ七六、四番ノ七七、四番ノ七八、四番ノ七九、四番ノ八〇、四番ノ八一、四番ノ八二、四番ノ八三、四番ノ八四、四番ノ八五、四番ノ八六、四番ノ八七、四番ノ八八、四番ノ八九、四番ノ九〇、四番ノ九一、四番ノ九二、四番ノ九三、四番ノ九四、四番ノ九五、四番ノ九六、四番ノ九七、四番ノ九八、四番ノ九九、四番ノ一〇〇、四番ノ一〇一、四番ノ一〇二、四番ノ一〇三、四番ノ一〇四、四番ノ一〇五、四番ノ一〇六、四番ノ一〇七、四番ノ一〇八、四番ノ一〇九、四番ノ一一〇、四番ノ一一一、四番ノ一一二、四番ノ一一三、四番ノ一一四、四番ノ一一五、四番ノ一一六、四番ノ一一七、四番ノ一一八、四番ノ一一九、四番ノ一二〇、四番ノ一二一、四番ノ一二二、四番ノ一二三、四番ノ一二四、四番ノ一二五、四番ノ一二六、四番ノ一二七、四番ノ一二八、四番ノ一二九、四番ノ一三〇、四番ノ一三一、四番ノ一三二、四番ノ一三三、四番ノ一三四、四番ノ一三五、四番ノ一三六、四番ノ一三七、四番ノ一三八、四番ノ一三九、四番ノ一四〇、四番ノ一四一、四番ノ一四二、四番ノ一四三、四番ノ一四四、四番ノ一四五、四番ノ一四六、四番ノ一四七、四番ノ一四八、四番ノ一四九、四番ノ一五〇、四番ノ一五一、四番ノ一五二、四番ノ一五三、四番ノ一五四、四番ノ一五五、四番ノ一五六、四番ノ一五七、四番ノ一五八、四番ノ一五九、四番ノ一六〇、四番ノ一六一、四番ノ一六二、四番ノ一六三、四番ノ一六四、四番ノ一六五、四番ノ一六六、四番ノ一六七、四番ノ一六八、四番ノ一六九、四番ノ一七〇、四番ノ一七一、四番ノ一七二、四番ノ一七三、四番ノ一七四、四番ノ一七五、四番ノ一七六、四番ノ一七七、四番ノ一七八、四番ノ一七九、四番ノ一八〇、四番ノ一八一、四番ノ一八二、四番ノ一八三、四番ノ一八四、四番ノ一八五、四番ノ一八六、四番ノ一八七、四番ノ一八八、四番ノ一八九、四番ノ一九〇、四番ノ一九一、四番ノ一九二、四番ノ一九三、四番ノ一九四、四番ノ一九五、四番ノ一九六、四番ノ一九七、四番ノ一九八、四番ノ一九九、四番ノ二〇〇、四番ノ二〇一、四番ノ二〇二、四番ノ二〇三、四番ノ二〇四、四番ノ二〇五、四番ノ二〇六、四番ノ二〇七、四番ノ二〇八、四番ノ二〇九、四番ノ二一〇、四番ノ二一一、四番ノ二一二、四番ノ二一三、四番ノ二一四、四番ノ二一五、四番ノ二一六、四番ノ二一七、四番ノ二一八、四番ノ二一九、四番ノ二二〇、四番ノ二二一、四番ノ二二二、四番ノ二二三、四番ノ二二四、四番ノ二二五、四番ノ二二六、四番ノ二二七、四番ノ二二八、四番ノ二二九、四番ノ二三〇、四番ノ二三一、四番ノ二三二、四番ノ二三三、四番ノ二三四、四番ノ二三五、四番ノ二三六、四番ノ二三七、四番ノ二三八、四番ノ二三九、四番ノ二四〇、四番ノ二四一、四番ノ二四二、四番ノ二四三、四番ノ二四四、四番ノ二四五、四番ノ二四六、四番ノ二四七、四番ノ二四八、四番ノ二四九、四番ノ二五〇、四番ノ二五一、四番ノ二五二、四番ノ二五三、四番ノ二五四、四番ノ二五五、四番ノ二五六、四番ノ二五七、四番ノ二五八、四番ノ二五九、四番ノ二六〇、四番ノ二六一、四番ノ二六二、四番ノ二六三、四番ノ二六四、四番ノ二六五、四番ノ二六六、四番ノ二六七、四番ノ二六八、四番ノ二六九、四番ノ二七〇、四番ノ二七一、四番ノ二七二、四番ノ二七三、四番ノ二七四、四番ノ二七五、四番ノ二七六、四番ノ二七七、四番ノ二七八、四番ノ二七九、四番ノ二八〇、四番ノ二八一、四番ノ二八二、四番ノ二八三、四番ノ二八四、四番ノ二八五、四番ノ二八六、四番ノ二八七、四番ノ二八八、四番ノ二八九、四番ノ二九〇、四番ノ二九一、四番ノ二九二、四番ノ二九三、四番ノ二九四、四番ノ二九五、四番ノ二九六、四番ノ二九七、四番ノ二九八、四番ノ二九九、四番ノ三〇〇、四番ノ三〇一、四番ノ三〇二、四番ノ三〇三、四番ノ三〇四、四番ノ三〇五、四番ノ三〇六、四番ノ三〇七、四番ノ三〇八、四番ノ三〇九、四番ノ三一〇、四番ノ三一〇坪四〇
	同松山町字小丸山		三四番ノ一、三四番ノ二、甲三五番ノ一、三五番ノ二、三六番ノ一、三六番ノ二 右地域内に介在する道路敷ならびに右地域北部地添の道路敷および水路敷を含む

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり指定する。
昭和三十九年二月七日

文化財保護委員会委員長 河原春作

(2) 史跡内指定・登録建物

当該史跡内には、国重要文化財指定の「福山城伏見櫓」・「福山城筋鉄御門」、市重要文化財の「福山城鐘櫓」などの文化財指定建造物がある。また、城郭建築物以外であるが、昭和初期に「削り節王」安部^{あんべ}和助^{わすけ}氏の別荘として建てられた国登録有形文化財の「福山市福寿会館」(6棟、以下、「福寿会館」という。)がある。

・国重要文化財

福山城伏見櫓

指定日：1933年(昭和8年)1月23日に国宝指定、1950年(昭和25年)の文化財保護法施行により、重要文化財に改められた。

構造・年代：木造三重三階、隅櫓、本瓦葺・元和8年(1622年)

規模：桁行15.76m、梁間8.44m、高さ13.32m

福山城筋鉄御門

指定日：1933年(昭和8年)1月23日に国宝指定，1950年(昭和25年)の文化財保護法施行により，重要文化財に改められた。

構造・年代：木造入母屋造，脇戸付櫓門，本瓦葺・元和8年(1622年)

規模：桁行19.70m，梁間5.91m，高さ6.29m

- ・市重要文化財

福山城鐘櫓

指定日：1979年(昭和54年)10月26日（但し付属の多聞櫓は指定より除く。）

構造・年代：木造2階建，入母屋造・江戸時代

規模：桁行4.26m，梁間4.21m，高さ8.45m

- ・国登録有形文化財

福山市福寿会館（計6棟）

登録日：洋館が1997年(平成9年)7月15日，本館その他は2012年(平成24年)2月23日

構造・年代：洋館・・・木造二階建，瓦葺・昭和前期

本館・・・木造平屋建，瓦葺及び桧皮葺・昭和前期ほか4棟省略

規模：洋館・・・建築面積138㎡，本館・・・建築面積385㎡ほか4棟省略



図15 福山市福寿会館（登録有形文化財）

3. 史跡の概要及び現状と課題

(3) 土地所有の状況

廃藩置県後、全国の城地は国の所管に移され、要塞としての見地から兵部省の管理となった。

1873年(明治6)年、全国6箇所に鎮台が置かれ、東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の6城は兵営として利用(在城)されたが、福山城は廃城となり、本丸を除く二之丸・三之丸は民間に払い下げられた。

戦後、城地には民家がいくつか存在したが、1964年(昭和39)年、史跡指定に向けて民間所有の二之丸(14,083㎡)を福山市が買い戻し、福山城の城地33,444㎡が国史跡に指定され、福山市が管理することとなった。現在の土地所有の状況は図16及び表4のとおりである。

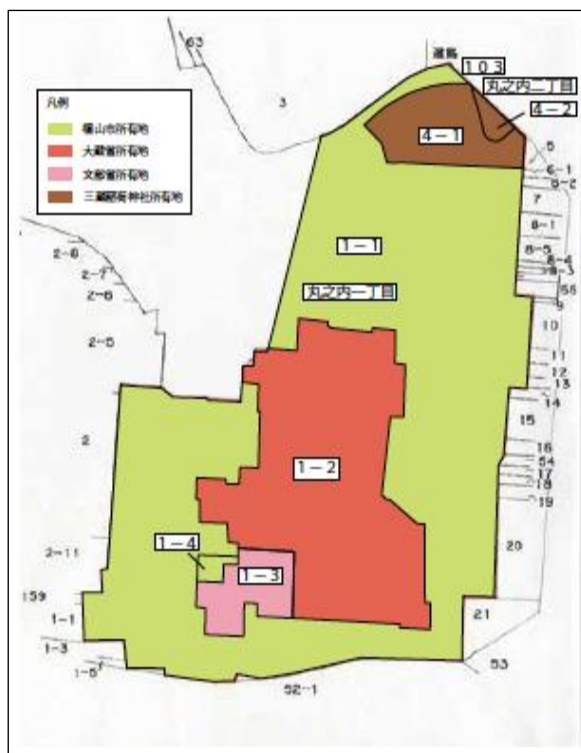


図16 土地所有に係る公園

表4 史跡指定地の面積

地名	番地	地目	面積 (単位㎡)		土地所有者等
福山市丸之内二丁目	103番	道路	711	103番+1番1 = 70,361.000 うち史跡に含まれる範囲	福山市
福山市丸之内一丁目	1番1	公園	69,650	14,793.775	財務省(旧大蔵省)
	1番2	公園		13,442.000	財務省(旧大蔵省)
	1番3	公園		1,874.000	文部科学省(旧文部省)
	1番4	公園		259.000	福山市
	4番1	神社		2,738.000	三蔵稲荷神社
	4番2	神社		338.000	三蔵稲荷神社
合計				33,444.775	

(4) 土地利用の状況 (図17)

史跡中央の本丸には、1966年(昭和41)年以降に復興された天守、月見櫓、鏡櫓や復元御湯殿等があり、天守は福山市立福山城博物館(以下、「福山城博物館」という。)(年間入館者数、図18)、月見櫓及び御湯殿は貸館、鏡櫓は福山城博物館附属文書館として、それぞれ利用されている。

本丸南側には、国重要文化財の「福山城伏見櫓」、「福山城筋鉄御門」が現存し、市重要文化財の「福山城鐘櫓」も一部旧態をとどめている。

史跡内の最北端には三蔵稲荷神社が鎮座し、そのすぐ南側には国登録有形文化財の「福山市福寿会館」がある。江戸時代には城米蔵があった場所で、広大な敷地内に本格的な和館・洋館、日本庭園を有し、かつては市の迎賓館や結婚式場として使われていたが、現在は貸館として広く市民に利用されている。

史跡内は都市公園に位置付けられ、本丸のオープンスペースは広場として様々なイベントが開催されている。

二之丸には桜が植えられ春の花見の名所となっている。また、ジョギングや散歩コース等々で年間を通じて福山市民の憩いと健康づくりの場所として親しまれている。

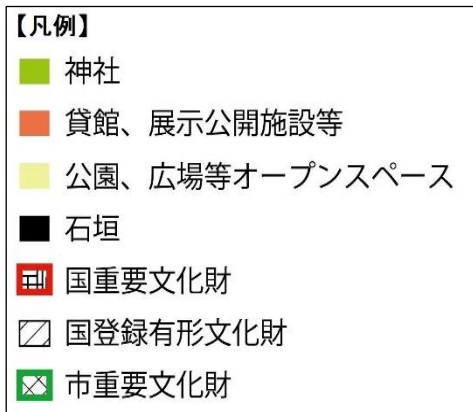


図 17 史跡福山城跡の土地利用図

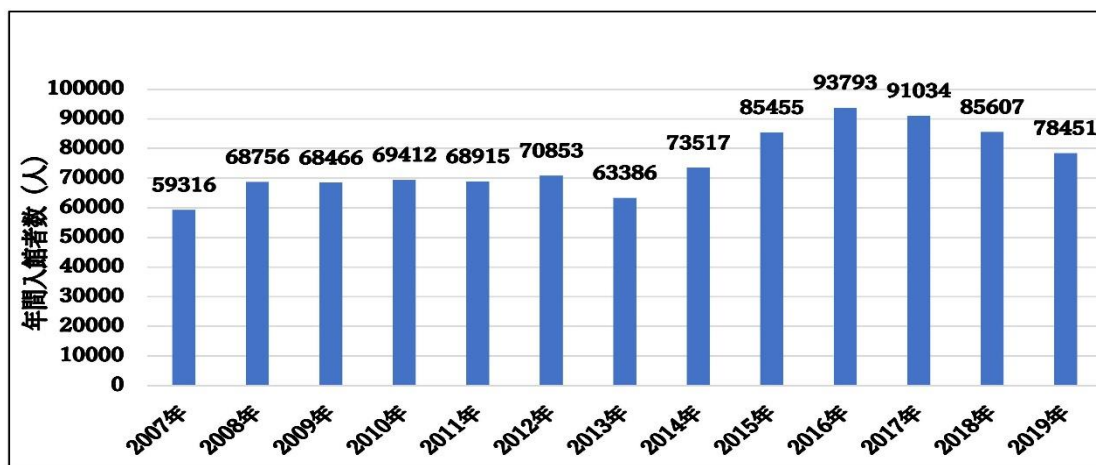


図 18 福山城博物館 年間入館者数(2007年～2019年)

3. 史跡の概要及び現状と課題

3-2 史跡の概要

3-2-1 福山城跡の概要

(1) 福山城の歴史

【築城以前】

福山城が築かれた常興寺山周辺は、杉原保^{すぎはら ぼ}と呼ばれ、鎌倉時代頃からこの地域に勢力を伸ばしてきた杉原氏の本拠地であった。この地には杉原一族ゆかりの寺と伝えられる永徳寺や能満寺、常興寺が建立された。常興寺山麓には福山城の築城以前にも人が住んでいたと伝えられ、この一帯には、すでに中世の頃から発達した集落が点在していたことが窺われる。

【水野氏時代】

元和5年(1619年)、安芸・備後49万石を領有した福島正則が改易となり、代わって備後10万石の領主として水野勝成が入封した。

同年7月22日、備後への転封を命じられた勝成は、8月4日鞆の浦に上陸して幕使から領地を引き渡され、神辺城に入城している。

入国直後に勝成は、領内を巡視して城地の候補地として品治郡桜山・沼隈郡箕島・深津郡野上村常興寺山の3箇所を選出、築城地として常興寺山を選定した。常興寺山は芦田川の東岸、北に丘陵地と神辺平野更に西国街道、南は瀬戸内海を臨む要地に位置し、また外港となる笠岡や鞆の浦にも近かった。

水野勝成は、天神山で築城工事の指揮を執ったとされる。家老中山重盛を惣奉行、小場利之を土工奉行として、大工棟梁福井藤兵衛、左官棟梁渡辺長右衛門を京都から招いている。また幕府から石垣奉行として花房志摩守、戸川土佐守が派遣されている。築城工事は、まず、常興寺山とその背後の永徳寺山との間を掘り抜き、本庄良鼻から分流した吉津川を通し、常興寺山南側に広がる干潟を干拓することから始められた。常興寺山麓の東・西・南側に内外二つの堀を設け、城の石垣普請や城下町の整備が行われた。翌元和6年(1620年)には大雨により芦田川が氾濫し、土木工事も一時頓挫したとされ、改めて本庄・野上村の芦田川沿いの護岸工事を行っている。

同時に天守などの作事工事が進められている。天守の用材も東北地方のアスナロ(翌桧)材を使用して丁寧仕上げられたと伝えられる。一方で廃城となっていた神辺城及び鞆城から石垣及び櫓などを解体して移築したと伝える。また、幕府から「御助力」として金1万2,600両、銀380貫匁を拝借し、廃城となった伏見城から御殿と伏見櫓、月見櫓、鉄御門、大手門、練堀180間などを拝領し、解体され海路で運ばれ城内に移築している。

この様な経緯で築かれた城は、五重の天守と三重櫓6基、二重櫓16基、総延長291間に及ぶ多聞櫓22基を有した大規模な城郭であった。更に、西国鎮衛の任務に伴って、天守北側に広がる二之丸には、兵糧や不作時の緊急米などを目的とした幕府米を預かる五千石蔵が建ち並んでいた。

城は元和8年(1622年)8月に竣工、勝成が同月28日に幕府へ完成を報告し、城下町を「福

山」と名付けた。以後、水野氏は勝成・勝俊・勝貞・勝種・勝岑と五代続く。その治世下で、三之丸御殿が建設され、天守・棗木御門の改修、蓮池の設置や城北の架橋などが行われた。また、慶安2年(1649年)には石垣の修理工事が行われている。しかし、五代勝岑が2歳で没し、継嗣断絶したため元禄11年(1698年)に水野氏は改易となる。

福山城を築き、新田開発や産業振興に寄与した水野氏であったが、継嗣断絶により福山藩領は一旦幕府領となり、幕府代官が派遣された。代官は三吉村に陣屋を置いて支配を行い、福山城には丸亀藩きょうごくたかもちの京極高或が城番として入城し城の管理を行った。

【松平氏時代】

元禄13年(1700年)、出羽山形から松平忠雅が福山へ転封を命じられた。しかし、当時は水野氏断絶後の検地の最中であったため、検地の完了により石高が10万石に確定してから入封した。福山へは先に家臣が入り、藩主忠雅は遅れて宝永6年(1709年)に福山に入城している。ところがまもなく、翌宝永7年(1710年)には伊勢桑名に移封となる。転封を命じられてからわずか11年の治世であった。

【阿部氏時代】

松平氏に代わり、宝永7年(1710年)、下野宇都宮より阿部正邦が10万石で入封する。正邦以後、幕末まで正福・正右・正倫・正精・正寧・正弘・正教・正方・正桓と10代にわたって続き、うち4人が老中、1人が大坂城代に着任している。

阿部氏は代々幕府の重要な職に就いていたため江戸詰め期間が長く、国元の政治は藩の重臣たちに委ねられていたこと、更に飢饉などの影響により藩財政が貧窮したことから、福山城の各施設は整備されることが少なく、安永年間(1772年～1781年)頃に本丸御殿や御用屋敷の一部解体、城米蔵の城下移転が行われた。福山城の荒廃ぶりは、安永3年(1774年)、藩主正倫の命で内藤角衛門が作成した『福山城絵図』の説明書きに、「城内には草が多く歩行も困難であった」と記されている。

一方、文化9年(1812年)には、城北側の天神山に阿部氏の先祖を祀る勇鷹神社ゆうおうじんじやが建設されている。

藩政の改善が積極的に進められるようになったのは7代藩主正弘の頃からであった。

正弘は、アヘン戦争・ペリー来航以降に起きた外国からの開国要求の激動に対応する傍ら、藩政にも気を配り、軍事訓練を行う操練場の設置や銃砲の鑄造、西洋型軍船の建造計画、藩校誠之館の開校など軍制改革と文武振興を行った。安政6年(1859年)に描かれた阿部氏の御用人山岡次道所蔵の城絵図によると、西二之丸上段にある御台所門西側の平坦地に東西7間×南北6間の建物が描かれており、福山城内の整備も行われている。

9代藩主正方の頃になると、開国論者と尊皇攘夷論者の対立が激しくなり、元治元年(1864年)に禁門の変が起こると、譜代大名の阿部氏は幕府軍として長州を攻撃した(第一次長州戦争)。その後、第二次長州戦争が起こり、慶応元年(1865年)、正方が再び出陣することに

3. 史跡の概要及び現状と課題

なったが、その準備中に城内の火薬が爆発して櫓3棟が焼失している。

慶応4年(1868)年から始まる戊辰戦争では、これまで福山城の弱点とされた城北側の搦め手を強化するため、天神山の吉津川に面した斜面を削って胸壁を造り、更に土塁をめぐらして防備を高めたが、同年、杉孫七郎率いる長州軍に攻撃され、開城した。

【明治以降】

明治維新後、明治4年(1871年)、廃藩置県により福山藩は廃藩となり、1873年(明治6年)には福山城も廃城となった。これにより城内のほとんどの建物が解体されて民間に払い下げられるとともに、本丸を除く城地も武家屋敷地を始め、そのほとんどが宅地や農地に転用された。二之丸にも民家が建てられ、一部はテニスコートや麦畑、別荘地となった。

内堀は1891年(明治24年)に民間に売却されている。外堀も同時期に南部が山陽鉄道の福山駅舎や線路用地として、東南部は1914年(大正3年)に両備軽便鉄道の建設によって埋め立てられ、南外堀は福山紡績の石炭殻の廃棄地として埋め立てられた。西三之丸の水野勝成隠居屋敷や家老屋敷であった屋敷跡は福山町立女学校(後の広島県立福山葦陽高等学校)の敷地となり、この学校の運動場拡張に伴って西外堀の北側が埋め立てられた。その他の内堀・外堀は共に市街地の拡張に伴って昭和初期までに埋められている。

一方、本丸は福山地域の各町村戸長から公園運営の請願が提出され、1874年(明治7年)「人民快樂の地となすべし」の条件で許可され、1875年(明治8年)、「指令どおり公園となし、建物は永久保存すべし」の達しにより福山公園(偕楽園)となった。同年より公園整備が始まり、本丸東側の石垣を崩して一直線に登る道の新設や、本丸御殿跡の広場には園池が設置されたが、財政難のため1884年(明治17年)に広島県に移管された。しかし、それ以降も財政難が続いたため、1888年(明治21年)、月見櫓跡に「葦陽館」と命名された貸館が福山町の有志によって設置され、御湯殿は改修されて料亭や貸席(清風楼)として使用されるようになった。また、1893年(明治26年)、本丸西側の人質櫓跡に、戊辰戦争以降の戦死者を祀る「福山招魂社」が建立された。1895年(明治28年)、公園の運営が県から福山町へ再び移管されることとなり、町は「福山偕楽園保存会」を発足させて1万円の拠出金を集め、1897年(明治30年)に天守、伏見櫓、筋鉄御門、御湯殿の修理を行った。

1931年(昭和6年)、文部省告示第九号)により天守が国宝に指定され、これ続いて1933年(昭和8年)、伏見櫓、筋鉄御門、御湯殿が国宝に指定された。

しかし、1945年(昭和20年)8月8日の福山空襲では福山市街地

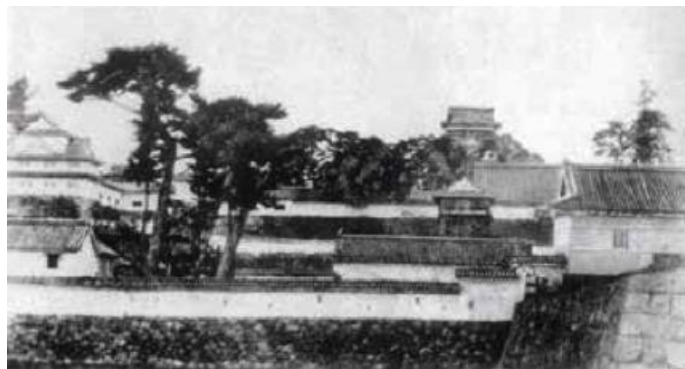


図19 福山城古写真(大手門, 伏見櫓, 筋鉄御門, 御湯殿, 天守)

の80%が焼失し、福山城では天守・御湯殿・葦陽館等が焼失している。

戦後、1950年(昭和25年)に文化財保護法が施行され、現存する「伏見櫓」と「筋鉄御門」が国宝から重要文化財に改められた。翌年から1954年(昭和29年)にかけて「伏見櫓」と「筋鉄御門」の解体修理が行われた。

1964年(昭和39年)には民間が所有していた二之丸を市が買い戻し、本丸と二之丸の大部分が国の史跡に指定された。1966年(昭和41年)に市制施行50周年を記念して天守・月見櫓の復興・御湯殿の復元工事が行われた。その後、1973年(昭和48年)年鏡櫓が復興した。また、1979年(昭和54年)には鐘櫓が修復され、市の重要文化財に指定された。2006年(平成18年)には、数ある日本の城のうち(財)日本城郭協会が認定した日本100名城に選定された。

2011年(平成23年)には、駅前広場整備に伴い大手門橋の橋台石垣や舟入遺構・御水門周辺の石垣が出土し、このうち外堀に面した二重櫓台石垣の一部を復元整備している。

このように、廃城後から福山城の維持・管理には幾多の苦難もあったが、その都度市民の知恵や浄財等により再生され現在まで維持されてきた。このことは市民の誇りであり、地域のアイデンティティ(地域の誇りとなる要素)の醸成に大きく寄与している。

(2) 福山城の構造

① 縄張構造

本丸を中心に、二之丸・三之丸が取り巻く輪郭式の構造をもつ。常興寺山と呼ばれた標高約20mの丘陵地の最頂部を削平して三段の石垣(一^ひ二^ふ三^み段)を築き、本丸・二之丸と、その東・西・南側に内堀を配置する平山城である。

二之丸内堀の外側に三之丸を配置し、東・西・南側にそれぞれ東外堀・西外堀・南外堀を配置して城下町と区分している。福山城は、他城では土居(土塁)のままにしておかれる三之丸も石垣で築かれている。北側は北外堀と小丸山・天神山が所在し、加えてその外側を吉津川で遮断している。外堀に囲まれた城域の総延長は450間、総面積78,000坪(257,400㎡)とされている。三之丸の外側には城下町が展開し、西を芦田川、北と東を吉津川が流れ城下町を囲い込み、堤防として築かれた土塁と共に総構えに近い機能を持った町配置を形成している。

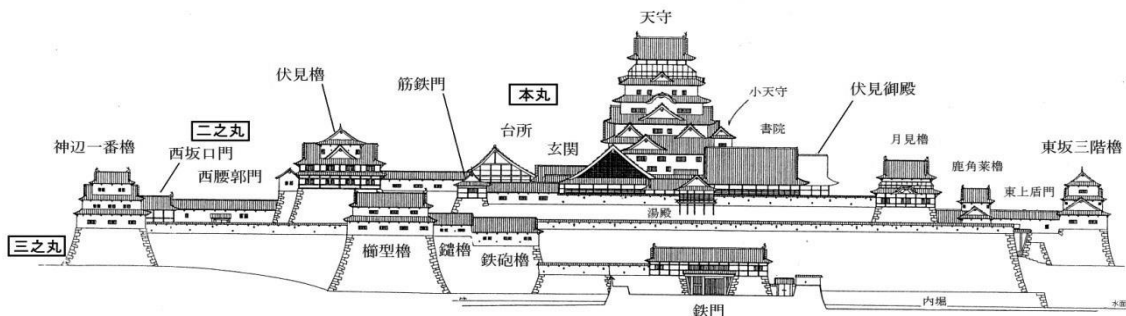


図20 福山城正面(南側)立面図 (三浦正幸氏作図)

3. 史跡の概要及び現状と課題

② 曲輪くるわ

【本丸】

本丸は標高約 20m、東西約 130m、南北約 160mの長方形の敷地にある。その北端に天守を中心とした天守曲輪が存在し、南側には本丸御殿（伏見御殿）が置かれた。本丸への虎口は「筋鉄御門」、「御台所門（ジャコノ門）」、「棗木御門」の3箇所があり、全て本丸の西半に開口されていた。本丸は総石垣で三重櫓1棟（「伏見櫓」）・二重櫓9棟（「火打櫓」・「人質櫓」・「荒布櫓」・「二階櫓」・「塩櫓」・「玉櫓」・「物見櫓」・「鏡櫓」・「月見櫓」）と複数の多聞櫓、鐘櫓が存在していた。

天守は、本丸北側の天守曲輪内に存在した。天守曲輪は土堀と低い石垣によって区画されて、西と南に仕切り門を開口している。しかし、天守曲輪の名称は「安永城絵図」に記入されているが、ほとんど定着しなかったと推定される。

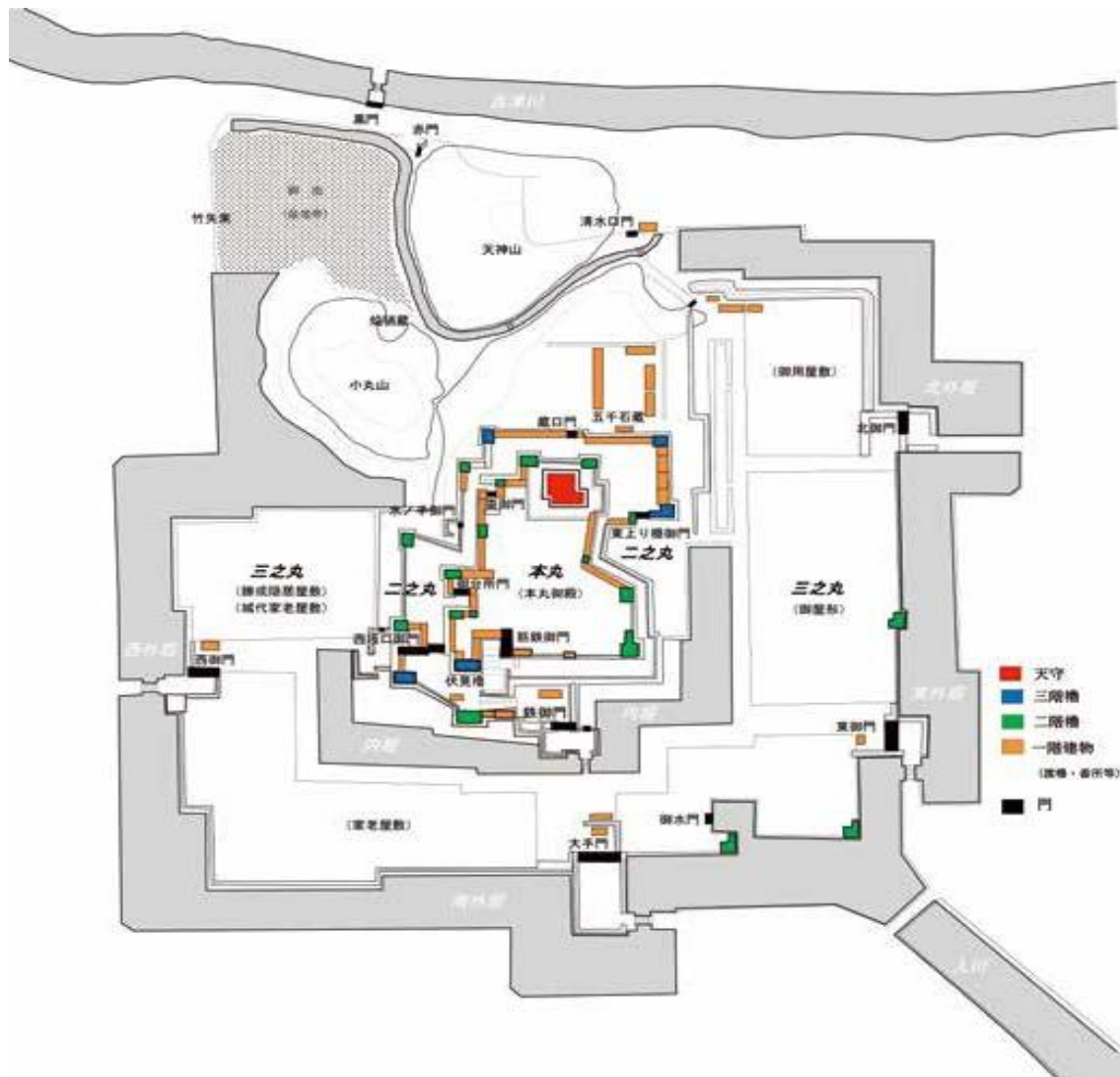


図 21 福山城の縄張り構造（安永城絵図を基に加筆）

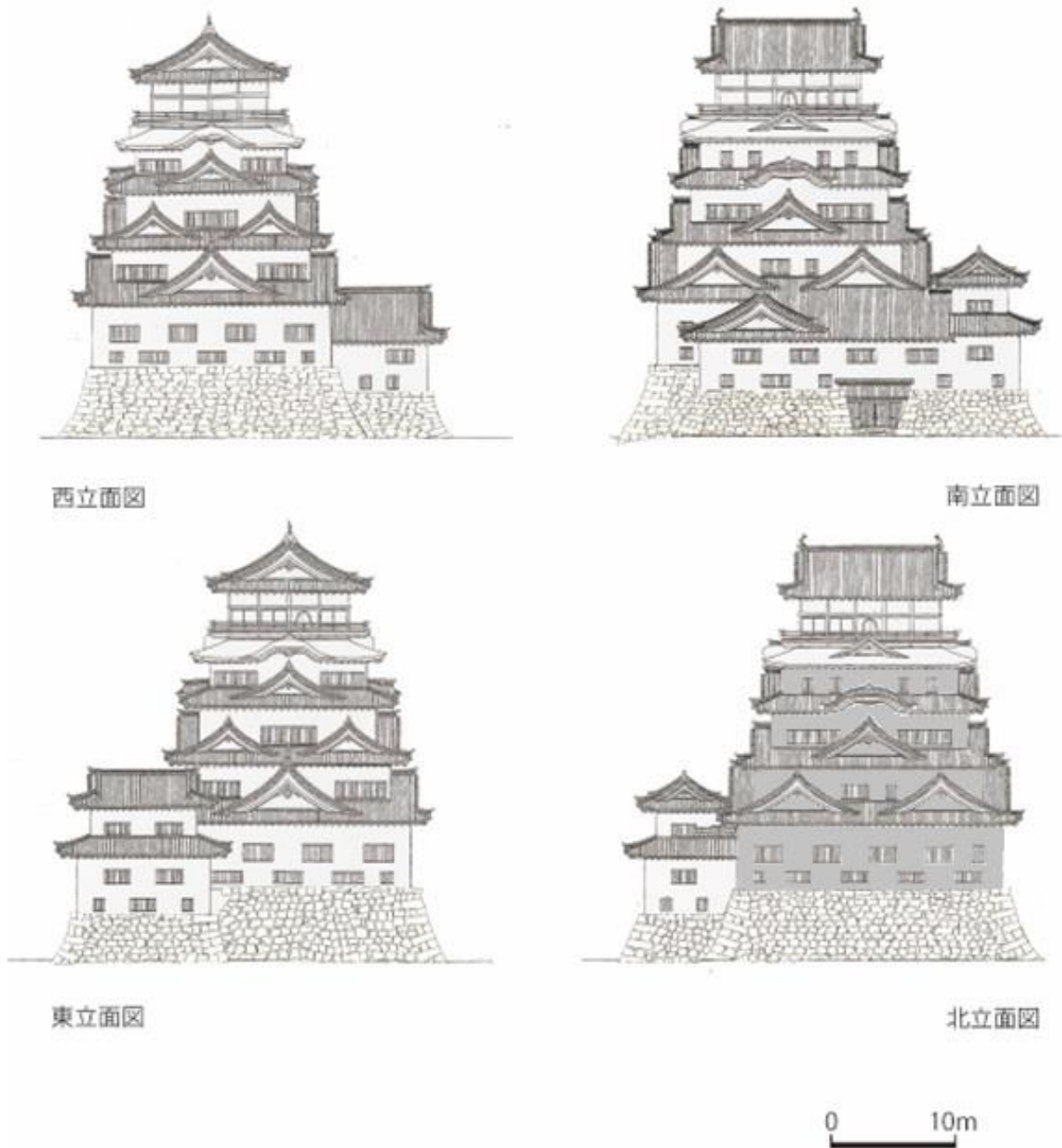


図 22 福山城天守復元図 (三浦正幸氏監修 宇根利典氏作図, 一部加筆修正)

福山城天守は天守と付櫓や小天守を接合させた代表的な複合式天守である。天守台は天守を延焼から防ぐため、本丸の多聞櫓と連結しておらず、約4間の高さを持つ。天守は5層5階地下1階の層塔式天守で、付櫓と付庇を伴っており、天守への入り口は付庇の1箇所だけであった。しかし、築城当時は4層目が檜皮葺であり、裳階とすることで4層5階として建てられたとされる。天守の1階平面は9間×8間で一階層毎に1間ずつ規則的に減少し、5階は5間×4間の広さを持つ。天守の構造は、各階3本ずつの心柱があり、2階分ずつを通

3. 史跡の概要及び現状と課題

し、3段積みとなっていた。天守の柱、桁、長押、窓などは津軽地方のアスナロ（翌桧）材が使用されたと伝えられ、板壁には樟材、門柱や門扉は樺が使用された。

また、この天守の特徴として北側以外は白漆喰塗りであるものの、北側の壁面は1層から4層まで鉄板が張られ、黒い外観であった。また、東・西・南側の壁面には、千鳥破風内の壁面に鉄砲狭間が数か所開けられていた。更に、時期が不明ながら、最上階の縁廻りに風雨を防ぐために突上げ式の雨覆いの板戸が付けられた。

本丸内には、「御屋形」あるいは「御本丸御屋形」と呼ばれる建物群があり、水野氏初代の勝成の居館であった。玄関・書院・御殿・台所・御風呂屋・長局と呼ばれる建物群によって形成されていた。その後、2代勝俊の代に三之丸の御屋形に移り、阿部氏の時代には北側にあった長局など奥向きの御殿が取り壊されて空地となり、儀式的な施設として温存された。江戸時代には伏見城より移された御殿が「伏見御殿」と呼ばれており、明治以降本丸に存在した全ての建物を総称して伏見御殿と呼ぶようになったと考えられる。

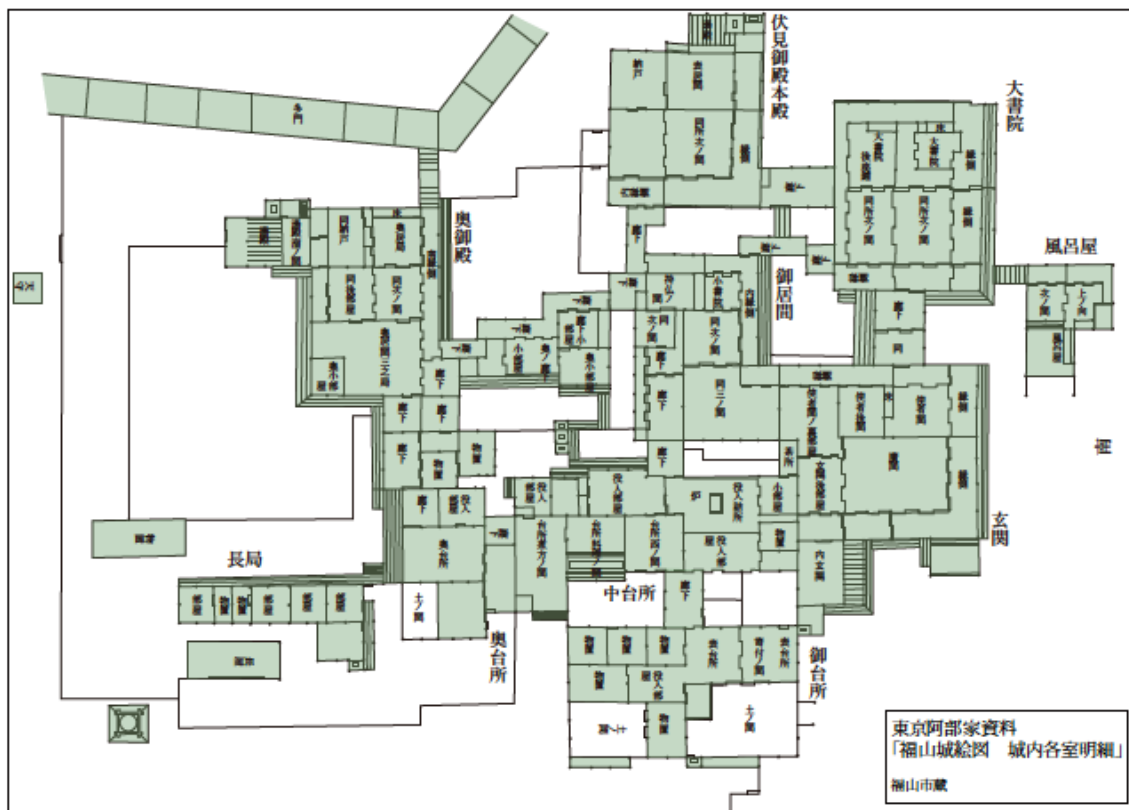


図 23 東京阿部家資料『福山城絵図 城内各室明細』（福山市蔵）

【二之丸】

本丸の周囲を取り巻くように位置する帯曲輪状の二之丸は、内堀との間に2段から3段の石垣によって形成されていた。南側内堀に面して本丸への正門となる「鉄御門」、西側の「西坂口御門」、東側の「東坂口御門」、西堀の水を汲みに出るための「水の手御門」、北の

城米蔵に至る「蔵口門」の5箇所の虎口が存在した。二之丸も本丸同様石垣が多用され三重櫓5棟（「神辺一番櫓」・「神辺三番櫓」・「乾櫓」・「鬼門櫓」・「東坂三重櫓」）・二重櫓4棟（「櫛形櫓」・「神辺二番櫓」・「神辺四番櫓」・「鹿角菜櫓」）・平櫓2棟（「鍵櫓」・「鉄砲櫓」）と複数の多聞櫓が存在した。曲輪内は主だった建築物はなかったが3から4つの仕切り門で防御されていた。

二之丸の北側、蔵口門から一段下がった広場には城米蔵と呼ばれる米蔵が建ち並ぶ曲輪が存在し、幕府の御城米が貯蔵されていた。名称は、「五千石蔵」、「御城附兵糧倉」、「御城米蔵」など資料によって異なり、度々改称されたと考えられている。享保年間に御城米の保管場所が城下の御成蔵に移転され、蔵の大半が取り壊された。二之丸の名称は阿部正右によって改称されたもので、それ以前は「^{ほんまるおびぐるわ}本丸帯曲輪」と呼ばれていた。

【三之丸】

三之丸は、常興寺山上の本丸・二之丸を取り巻く平野部の外曲輪部分である。墨線の折れはごく少なく、南北376m、東西437mではほぼ直線で単純な正方形に近い。三之丸への虎口は南に「大手門」があり、外堀に続く舟入に面して「御水門」、西側に「西御門」、東側に「東御門」と「北御門」、北東に「清水口御門」、北西に「黒門」の計7箇所に門が設置されて

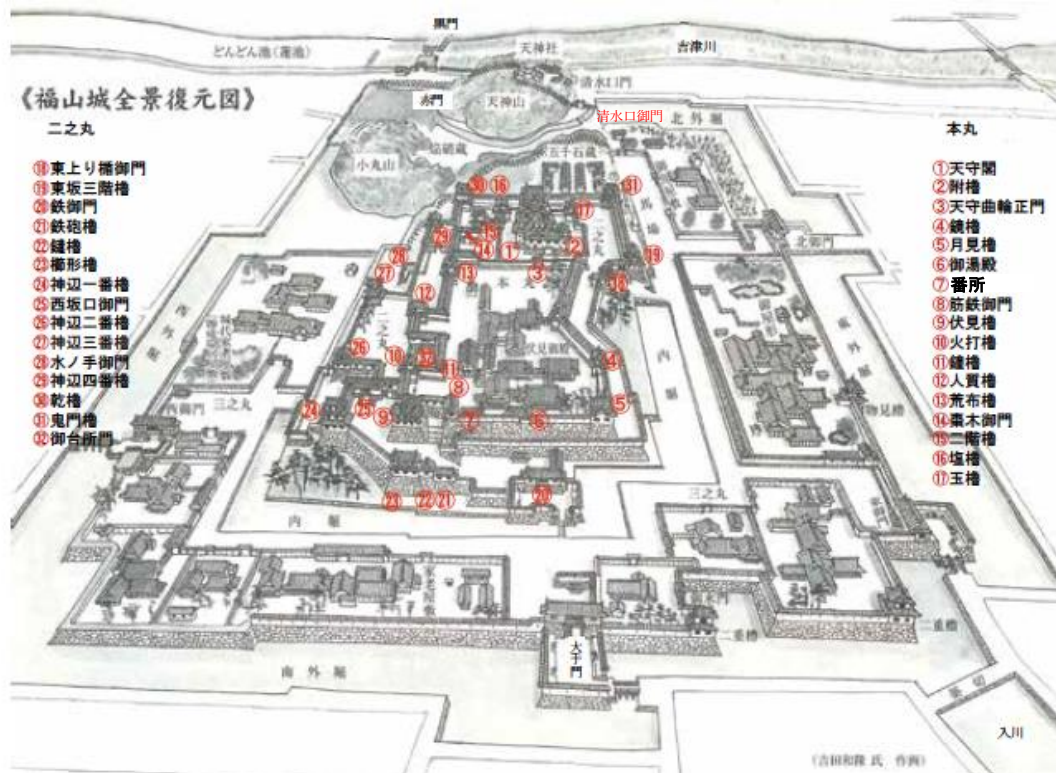


図 24 福山城全景復元図（吉田和隆氏作画）

3. 史跡の概要及び現状と課題

いた。東・西・南側は石垣と水堀（外堀）があり，北部は小丸山及び天神山と沼（御池）があるのみであった。内部は広小路があり，「御屋形」や重臣の屋敷，藩役所，番所，硝煙蔵が建てられた。二重櫓3棟（二重櫓（大手前）・二重櫓（三之丸南東隅）・物見櫓（御涼櫓））が存在したが，現存する櫓はない。三之丸の名称は阿部正右によって改称されたもので，それ以前は「二之丸」と呼ばれていた。

（3）城下町

福山城の城下町は，芦田川と吉津川の間デルタ地帯を造成して町割りされた。城下の西部と南部には侍屋敷を置き，東部には町人地を定めて，その外側に下級士卒の屋敷が配置されている。城の南端には藩主の下屋敷が置かれた。城下の主要街道は惣門から本町筋を通過して本橋を渡るものであったが，後に通り町筋と呼ばれる街路に代わった。福山城の南東を流れる入川は瀬戸内海に通じる運河であり，その南側にも町人地があり，藩船をつなぐ御舟入や水主の屋敷が置かれた。

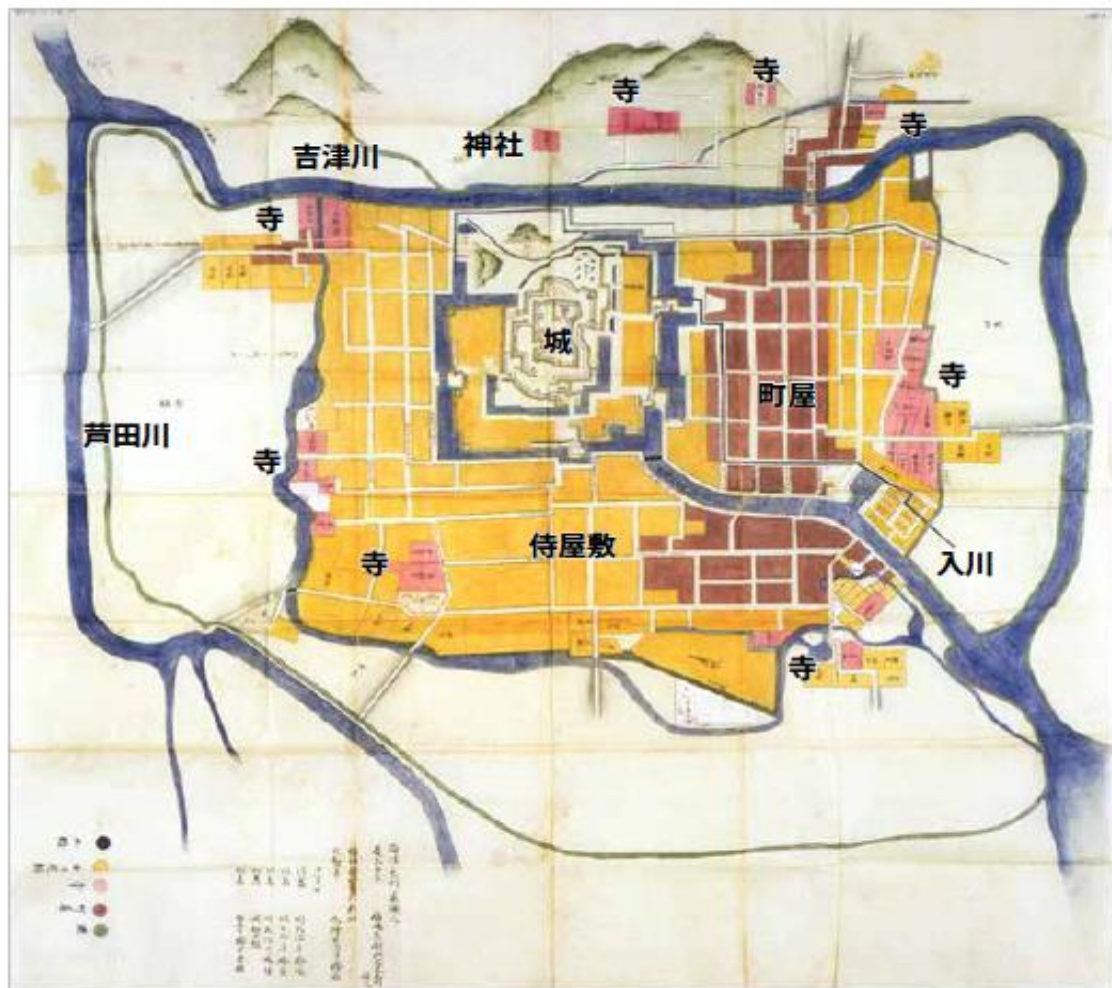


図 25 城と城下町 備後福山城図（元禄年間，岡山大学附属図書館蔵池田家文書）

海に近く、飲用水の確保が困難であったため、城下町の建設と並行して上水道が敷設された。幸崎に取水口を設け、二股に分け上井手を農業用水、下井手を蓮池に引き込み塵埃を沈殿させ、飲料水や用水に充てた。この上水道は「福山水道」と呼ばれ、江戸の神田上水に次ぐ規模を持つ上水道網であった。

築城期には12町であった町は地子・諸役免除で来住を奨励したため、水野氏末期には30町まで増加した。神島村から3町が大手門前に移転しており、笠岡町や府中町も移転前の地名に基づく名称と考えられる。

特に、神社寺院は一旦有事の際には出城の役目を果たすため、神辺などの近郷から移転させて再配置している。城背の吉津川北側には東西に一直線に神社寺院を配し、東側の笠岡街道筋には水野氏時代に寺院を集中させ寺町を形成している。また、西側の能満寺池から南側の道三川筋といった城下町縁辺部においても城の防衛線の役目を持って配置している。

(4) 福山城の現状

① 遺構

【本丸】

本丸は、明治以降は公園として保存されたため、石垣は比較的良好に保存されているが、西側の人質櫓から御台所門付近は、神社設置に伴って石垣の抜き取りや門開口部の封鎖が行われている。また、北側の榊木御門付近では、城北側からの登城道路設置に伴って枳形を構成する石垣が取り除かれている。東側の多聞櫓石垣は、明治期に公園として整備された際、石垣を崩して直線的な道路を造成したため、石垣ラインが一部不明瞭になっている。

なお、本丸広場には御殿の礎石や、「黄金水」と呼ばれる井戸、明治以降に公園として利用された際に設置された園池がある。また、現存する伏見櫓や筋鉄御門、鐘櫓及び復元・復興された建物等が存在する。

【二之丸】

二之丸は廃城後、城地が民間に払い下げられ、鉄道用地や農地、宅地として開発されたことから、石垣の多くが失われている。

〔南側〕：(月見櫓～伏見櫓・神辺一番櫓までの区間)

本丸への正面登城口となる二之丸南側には、櫓形櫓・鎗櫓・鉄砲櫓の櫓やそれに接続する石垣が存在したが、鉄道用地の開発に伴って削り取られている。

〔内堀側〕：(南側の高石垣～内堀外側石垣跡までの区間)

内堀をはじめ、三之丸にあった大手門から二之丸に入る鉄御門や枳形、番所などがあった場所。

〔西側〕：(伏見櫓・神辺一番櫓～神辺四番櫓と乾櫓の間までの区間)

西側は、幕末まで帯曲輪上に上下二段の石垣が残っていたが、明治以降、上段の石垣が西坂口門から乾櫓までの間(約240m)の石垣が抜き取られ、裏込め石が散乱している。一方、

3. 史跡の概要及び現状と課題

下段の石垣は、天場の石が後世の改変を受けているほかは比較的良好に残存している。また、神辺一番櫓のある西帯曲輪の南側広場付近は、一部芝生を植栽して整備されている。

〔北側〕：(神辺四番櫓と乾櫓の間～三蔵稲荷鳥居・鬼門櫓までの区間)

北側は、乾櫓から蔵口門までの間(約65m)の石垣が抜き取られている。また、本丸への登城道路として、天神山麓から棗木御門に至る道路が設置されたことにより、切岸が削られている。更に、三蔵稲荷側の切岸が通路拡張により削られている。

なお、五千石蔵跡には安部和助氏の別荘(現福寿会館：登録有形文化財)が建てられ、その西側にはテニスコートが造られていたが、2018年(平成30年)撤去した。

〔東側〕：(三蔵稲荷鳥居・鬼門櫓～月見櫓までの区間)

東側の石垣は、帯曲輪状に廻る上下二段の石垣のうち、上段の石垣は比較的良く保存され、鬼門櫓から東坂三階櫓までの平坦地は芝生の植栽により整備されている。しかし、中央部には、明治期に公園となった本丸への登城道路が石垣を取り壊して新たに設けられている。また、下段の石垣は、南東側に近接して民家があった関係で、戦災の火を受けて剥離した築石が多く見られる。東側登城道路より北側にはかつて二軒の旅館があり、各旅館が嗜好に合わせて石垣を大きく築き直した痕跡がある。また、この北側の石垣は、昭和初期に安部家の別荘建設に伴う道路の設置によって石垣が幅約6m崩されている。

【三之丸(平坦地部分)】

廃城後、三之丸は市街地として開発が進み、地上に見える遺構の多くが消滅している。

南側はJR福山駅や駅前広場として使用され、東側は宅地となった。また、西側は江戸時代に水野勝成隠居屋敷や家老屋敷があった場所で、明治以降に学校用地として使用された。1982年(昭和57年)に広島県立福山葦陽高等学校が移転し、現在跡地は広島県立歴史博物館、ふくやま美術館、ふくやま文学館、福山市人権平和資料館が建設され、文化ゾーンとして整備されている。

わずかに残る三之丸遺構のうち、東側では北御門外枿石塁跡(市史跡)、物見櫓台(御涼櫓台)、東外堀石垣があり、西側では西御門櫓台跡(市史跡)、小丸山(市史跡)、西外堀石垣等が現在地上で確認できる。また、南側では後述の発掘調査により検出された三之丸二重櫓台の石垣の一部が福山駅前に復元整備されている。

なお、小丸山の南麓には外堀北西側の武家屋敷にあった旧内藤家長屋門(市重要文化財)が移築されている。

【天神山(松山)】

福山城の北に位置し、築城時より城背の防備を担う要害であった。山頂には福山城主阿部家の祖先を祀った旧阿部神社(勇鷹神社)があり、後に護国神社となった。山麓まで樹木で覆われており、自然豊かな緑地帯となっている。